

平成28年度

市税のしおり

和泉市



和泉市総合スポーツセンター

本市のスポーツ活動拠点となる和泉市総合スポーツセンターの野球場を今年7月2日に先行オープンします。本施設は、豊かな自然環境の中で、すべての市民が、ライフステージに応じた多様なスポーツを親しむ施設として、健康づくりや生涯スポーツ、レクリエーション活動などの場として環境を備えております。また、平成29年7月からはサッカーなどが行える人工芝の多目的グラウンド、テニスコート、多目的室もオープンを予定しています。多くの市民のみなさまにご利用いただくことで、スポーツを通じて地域の活性化へと繋がることを期待されております。



和泉市制施行60周年

平成28年度和泉市は
市制施行60周年を迎えます！

萌えます いずみ



60周年記念事業

～新たなパワーが芽生える躍進の和泉市～



ココロトリコイズミ

古から人が生活を営み、自然、歴史、伝統を守り続けている和泉市。その中で生まれた美しく多彩な魅力や成長を続けている姿に、人がひきつけられ、心を奪われることを表現したキャッチコピーとして製作しました。

和泉の魅力が満載！
和泉シティプロモーションサイトにアクセス！
<http://izumi-toriko.jimdo.com/>



目 次

市の財政のあらまし	2
市税収入の内訳	3
市税の種類	3
個人市民税	4
法人市民税	18
固定資産税・都市計画税	20
土地	21
家屋	23
償却資産	27
縦覧と審査申出	27
軽自動車税	31
市たばこ税	35
市税の納付	36
市税の証明	38
和泉市税のホームページ	40

市の財政のあらまし

平成28年度の当初予算総額は、1,225億249万円です。うち一般会計が638億円、国民健康保険事業などの特別会計が386億2,400万円、水道事業などの企業会計が200億7,849万円となっています。

● 平成28年度当初予算の規模

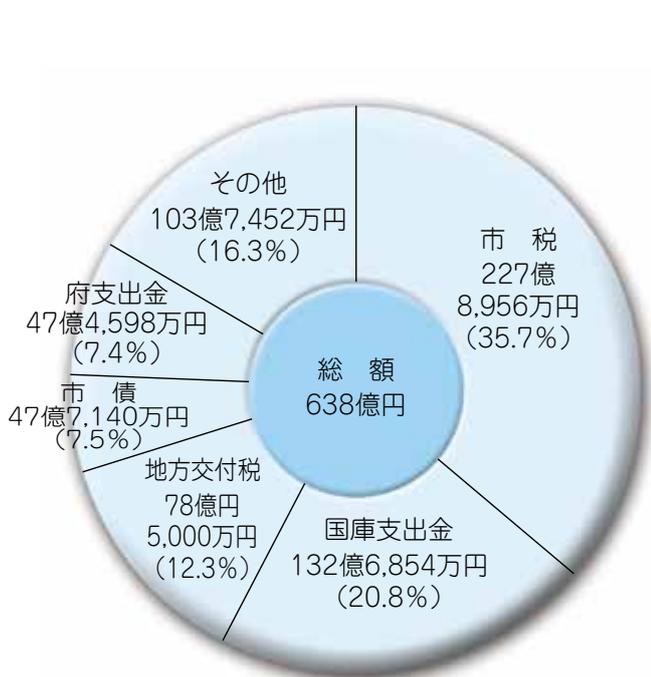
一般会計		638億円
特別会計	国民健康保険事業	236億5,083万円
	公共用地先行取得事業	14億3,028万円
	介護保険事業	115億8,241万円
	後期高齢者医療事業	18億8,310万円
	浄化槽事業	7,738万円
	計	386億2,400万円
企業会計	水道事業	47億9,401万円
	公共下水道事業	69億8,740万円
	病院事業	82億9,708万円
	計	200億7,849万円
合計		1,225億 249万円

それでは、一般会計の内容をもう少し詳しく見ていきます。

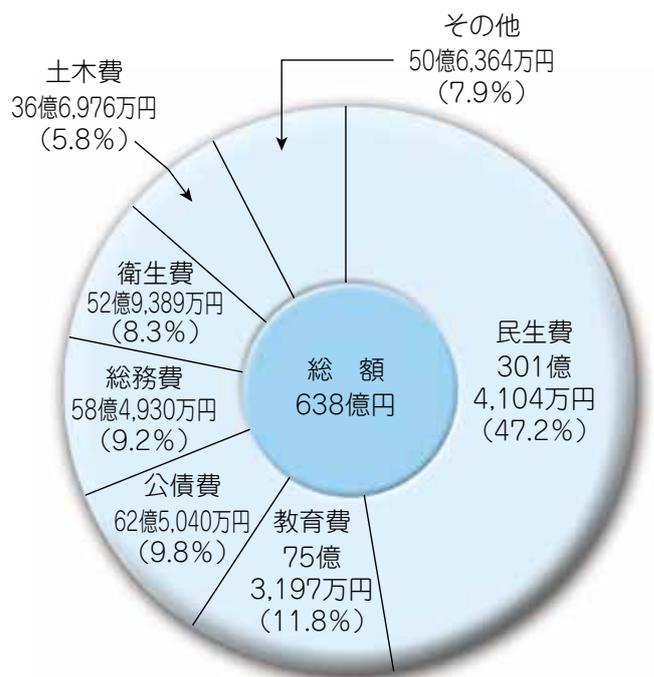
歳入では、市税収入が、227億8,956万円以最も主要なものです。

歳出では、民生費（301億4,104万円）、教育費（75億3,197万円）、公債費（62億5,040万円）という順に上位を占めます。

歳入の内訳

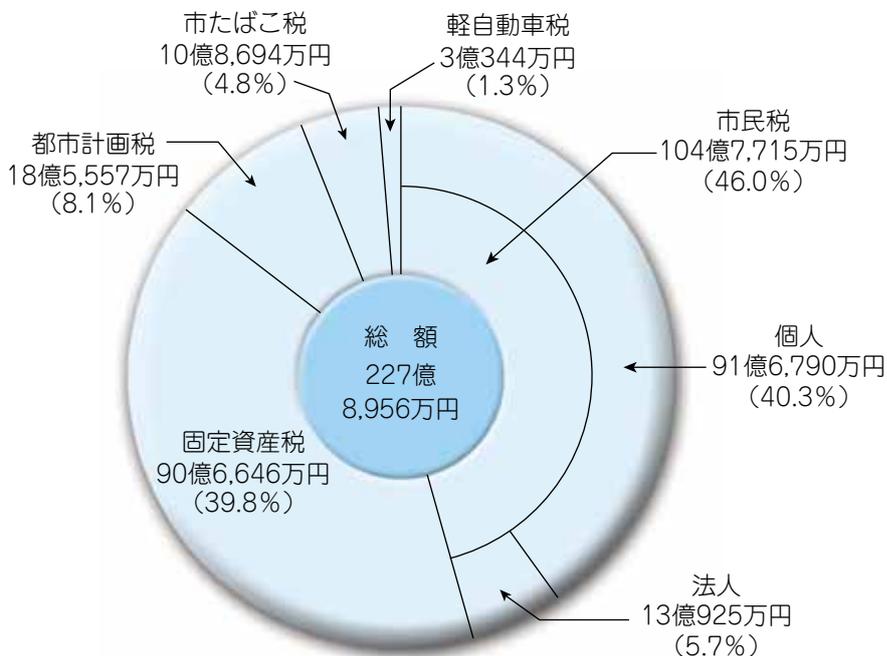


歳出の内訳



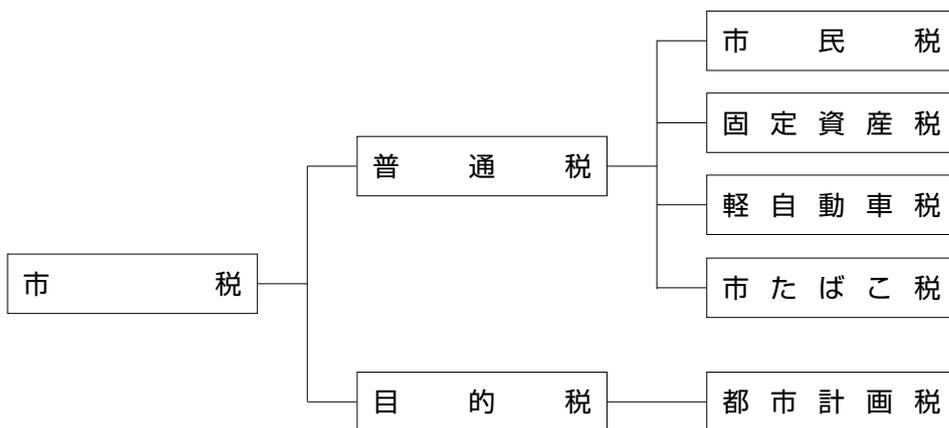
市税収入の内訳

平成28年度当初予算額における市税収入は227億8,956万円です。うち市民税が104億7,715万円、固定資産税が90億6,646万円となり、この両税を合計すると全体の約86%を占め、市税収入の中心となっています。



市税の種類

和泉市の市税には、次の5種類があります。



普通税は、納められた税金の使いみちが特定されず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のことです。

目的税は、納められた税金の使いみちが特定されている税金で、都市計画税は都市計画事業等の費用にあてられます。

和泉市では、上記のような市に直接納付される税金のほかに、自動車重量税や地方道路税のように国税として収入する税金の一部が地方譲与税として、また、地方消費税(消費税8%のうちの1.7%相当を言う)や自動車取得税などのように府税として大阪府が収入する税金の一部が交付金として、市に譲与・交付されています。

個人市民税

◆ 納税義務者

個人市民税は、1月1日（賦課期日）現在、市内に住所や事業所などがある人に課税されます。

納税義務者	納める税額	
	均等割	所得割
市内に住所がある人	○	○
市内に事務所、事業所または家屋敷をもつ人で市内に住所がない人	○	—

○印の税額を納めていただきます。

◆ 市民税が課税されない人

(1) 所得割・均等割ともに課税されない人 ※下記アからウのいずれかに該当

ア 1月1日(賦課期日)現在、生活保護法により生活扶助を受けている人

イ 1月1日(賦課期日)現在、障がい者、未成年者、寡婦または寡夫で、前年中の合計所得金額が125万円以下（給与の収入金額では2,043,999円以下）の人

ウ 前年中の合計所得金額が、次の額または算式で求めた額以下の人

●扶養家族がいない人 35万円

●扶養家族がいる人 $35万円 \times 家族数(本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 21万円$

(2) 所得割のみが課税されない人 ※上記(1)に該当せず下記エ・オのいずれかに該当

エ 扶養家族がおり、前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人

$35万円 \times 家族数(本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族の数) + 32万円$

オ 所得控除の合計額が総所得金額の合計額より上回る人

◆ 申告

前年中に所得のなかった人、所得税の確定申告をした人、または前年中の所得が給与所得だけで、勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されている人は、市・府民税の申告書を提出する必要はありません。

それ以外の人、毎年3月15日までに申告書を提出していただくことになっています。

※なお、前年中に所得がなかった人は、市・府民税の申告の義務はありませんが、非課税通知書、非課税証明書（所得証明書）等の発行や、国民健康保険・国民年金(免除)・児童手当・保育料・就園奨励費補助金・就学援助・公営住宅等の申請(算定)が必要な場合があります。

◆ 納税

ア 普通徴収……市役所から送付される納税通知書(納付書)により、6月、8月、10月、12月の年4回に分けて府民税とあわせて納めていただきます。

イ 特別徴収……給与特別徴収……給料支払者(会社など)をとおして、6月から翌年5月までの毎月の給与から差し引かれます。

……年金特別徴収……P11参照。

◆ 減免

天災等、その他特別の事情により、税金の全額納付が著しく困難と認められるときは、市税条例の規定により、減免の適用を受けられる場合がありますので、税務室市民税担当へご相談ください。

◆ 均等割

均等割は非課税となる人を除いて、市内のすべての納税義務者について、所得の多少にかかわらず、均等の額で課税されます。大阪府では、平成28年度から31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境の整備にかかる施策に必要な財源（森林環境税）を確保するため、府民税均等割に300円が加算されます。

均等割額	従前	平成28年度から平成31年度
市民税	3,500円	3,500円
府民税	1,500円	1,800円
合計	5,000円	5,300円

森林環境税に関することは、府民お問い合わせセンター「ピピッとライン」（電話番号：06-6910-8001、平日午前9時から午後6時まで）へお問い合わせください。

◆ 所得割

所得割は所得に応じて課税されるもので、所得の多い人ほど多くの負担をすることになります。

(1) 所得割の計算方法

所得割の税額は次の計算式により算出されます。

$$\frac{\text{前年中の所得金額} - \text{所得控除}}{\text{課税総所得金額}} \times \text{税率} - \text{調整控除} - \text{税額控除} = \text{所得割額}$$

※市民税と府民税の税率を別々にかけて、市民税の所得割と府民税の所得割を算出します。くわしくは、P13・P14 Q&A 1~2を参照ください。

市・府民税（所得割）の税率

平成19年度から		
課税総所得金額	税率	
	市民税	府民税
一律	6%	4%
	合わせて10%	

※平成25年度は減税により市民税所得割の税率は5.85%で課税

参考 所得税の税率

従前	
課税総所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
1,800万円超	40%

平成28年分から	
課税総所得金額	税率
195万円以下	5%
330万円以下	10%
695万円以下	20%
900万円以下	23%
1,800万円以下	33%
4,000万円以下	40%
4,000万円超	45%

(2) 所得の種類と所得金額計算方法

所得の種類は10種類で、収入金額から必要経費を差し引くことで算出されます。

平成28年度の市民税は平成27年中(27年1月1日から27年12月31日まで)の所得を基に計算されます。

所得の種類		所得金額の計算方法
① 利子所得	預貯金、公社債などの利子の所得	収入金額(=利子所得の金額)
② 配当所得	株式、出資の配当などの所得	収入金額-(株式などを取得するための借入金の利子)
③ 不動産所得	土地、建物などの貸付けによる所得	総収入金額-必要経費
④ 給与所得	給料、賃金、ボーナスなどの所得	収入金額-給与所得控除額
⑤ 総合譲渡所得(長期・短期)	資産を譲渡した場合の所得(事業所得または雑所得に区分されるものを除く)	総収入金額-取得費-譲渡費用-特別控除額(最高50万円) (注1)(注2)
⑥ 事業所得	事業から生じる所得	総収入金額-必要経費
⑦ 山林所得	山林の立木などを譲渡した場合の所得	総収入金額-必要経費-特別控除額(最高50万円)
⑧ 退職所得	退職手当、一時恩給などの所得(注3)	(収入金額-退職所得控除額) × $\frac{1}{2}$ (注4)
⑨ 一時所得	生命保険等の満期返戻金などの一時的な所得	総収入金額-収入を得るため支出した金額-特別控除額(最高50万円)(注2)
⑩ 雑所得	恩給、年金などのほか上記の所得に当てはまらない所得	(公的年金等の収入金額-公的年金等控除額)+(公的年金等以外の総収入金額-必要経費)

(注1) 土地・株式等の譲渡による譲渡所得については、分離課税(申告分離課税)とされています。

(注2) 総所得金額の計算上、長期譲渡所得および一時所得については、その金額の2分の1が対象となります。

(注3) 原則として、市・府民税が差し引かれて支払われます。

(注4) 勤務年数が5年以下の役員等が受ける特定役員退職手当については、収入金額-退職所得控除額

給与所得

給与所得においては、収入金額から必要経費にかわるものとして給与所得控除額を差し引いて計算します。

給与所得の金額は次の表で計算します。

給与等の収入金額	端数整理額	給与所得の金額
0円~ 650,999円		0円
651,000円~1,618,999円		収入金額-650,000円
1,619,000円~1,619,999円		969,000円
1,620,000円~1,621,999円		970,000円
1,622,000円~1,623,999円		972,000円
1,624,000円~1,627,999円		974,000円
1,628,000円~1,799,999円	収入金額÷4,000円=A	端数整理額×60%
1,800,000円~3,599,999円	ただし、Aは小数点以下切り捨て	端数整理額×70%-180,000円
3,600,000円~6,599,999円	4,000円×A=端数整理額	端数整理額×80%-540,000円
6,600,000円~9,999,999円		収入金額×90%-1,200,000円
10,000,000円~14,999,999円		収入金額×95%-1,700,000円
15,000,000円以上		収入金額-245万円

(小数点以下切捨て)

公的年金等の雑所得

公的年金等(厚生年金、国民年金、恩給など)による雑所得は収入金額から公的年金等控除額を差し引いて計算します。公的年金等による雑所得の金額は次の表で計算します。

受給者の年齢	公的年金の収入金額	公的年金等にかかる雑所得の金額
前年の12月31日時点で65歳以上の人	120万円以下	0円
	330万円未満	収入金額-120万円
	410万円未満	収入金額×75%-37.5万円
	770万円未満	収入金額×85%-78.5万円
前年の12月31日時点で65歳未満の人	770万円以上	収入金額×95%-155.5万円
	70万円以下	0円
	130万円未満	収入金額-70万円
	410万円未満	収入金額×75%-37.5万円
770万円未満	770万円未満	収入金額×85%-78.5万円
	770万円以上	収入金額×95%-155.5万円

(小数点以下切捨て)

(3) 所得控除

所得控除とは、所得金額から一定の金額を控除することをいいます。これにより納税義務者の個人的な事情を考慮して、税負担能力に応じた課税をすることになります。

控除の種類	要件	控除額	
雑損控除	前年中に災害などにより生活に通常必要な資産に損害を受けた場合	損失の金額－保険金などで補填される金額＝④	
		(1)④の金額－(総所得金額等の合計額×10%)	
		(2)④の金額のうち災害関連支出の金額－5万円	
		(1)と(2)のいずれか多い方の金額	
医療費控除	前年中に医療費を支払った場合	支払った金額－保険金などで補填される金額－(総所得金額等の合計額×5%または10万円のいずれか少ない方の金額)(限度額200万円)	
社会保険料控除	前年中に社会保険料(国民健康保険・国民年金・後期高齢者医療保険・介護保険等)を支払った場合	支払った金額 ※配偶者等が受け取る年金から引き落とされている社会保険料(介護保険料、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料)は、生計を一にしていなくても控除の対象にはなりません。	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に小規模企業共済制度等に基づく掛金を支払った場合	支払った金額	
生命保険料控除	新制度適用 【平成24年1月1日以降契約分】 新一般生命保険料、新個人年金保険料、介護医療保険料を支払った場合	12,000円以下	支払保険料の全額
		12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
		32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
		56,001円以上	一律 28,000円
		旧制度適用 【平成23年12月31日以前契約分】 旧一般生命保険料、旧個人年金保険料を支払った場合	15,000円以下
	15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円	
	40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円	
	70,001円以上	一律 35,000円	
	<ul style="list-style-type: none"> ・新一般生命保険料と旧一般生命保険料がある場合、a、bのうち控除額が大きい方が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> a 「旧一般生命保険料に旧制度を適用した控除額」 b 「旧一般生命保険料に旧制度を適用した控除額」と「新一般生命保険料に新制度を適用した控除額」の合計(ただし、bについては28,000円が上限) ・新個人年金保険料と旧個人年金保険料がある場合、c、dのうち控除額が大きい方が適用されます。 <ul style="list-style-type: none"> c 「旧個人年金保険料に旧制度を適用した控除額」 d 「旧個人年金保険料に旧制度を適用した控除額」と「新個人年金保険料に新制度を適用した控除額」の合計(ただし、dについては28,000円が上限) ・介護医療保険料は新制度を適用した控除額です。 		※一般生命保険料、個人年金保険料、介護医療保険料の各控除額を合計して70,000円が限度額となります。
	地震保険料控除	(1)地震保険料を支払った場合	支払った保険料の1/2の金額(上限は25,000円)
(2)長期の損害保険料を支払った場合 保険期間が10年以上で満期返戻金があるもの (平成18年12月末までに契約したものに限ります。)		5,000円以下	支払保険料の全額
		5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
15,001円以上		一律 10,000円	
(1)と(2)の両方がある場合	(1)により求めた金額+(2)により求めた金額(限度額:25,000円) ただし、一つの保険料契約で、上記の表(1)、(2)の保険契約のいずれにも該当する場合には、いずれか一つの契約のみに該当するものとして控除額を計算します。		
障害者控除 ※1	本人・控除対象配偶者または扶養親族が障がい者の場合 1人につき26万円(特別障害者は30万円、同居特別障害者の場合は53万円) (障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族についても適用されます。)		
寡婦控除 寡夫控除 ※1	寡婦	一般	①夫と死別又は離婚した後再婚していない人や夫が生死不明の人で、扶養親族又は前年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有している場合 ②夫と死別した後再婚していない人や夫が生死不明の人で、前年中の合計所得金額が500万円以下の場合 26万円
		特別	上記の①に該当する人で、扶養親族である子を有し、かつ、本人の合計所得金額が500万円以下の場合 30万円
	寡夫	妻と死別又は離婚した後再婚していない人や妻が生死不明の人で、前年中の総所得金額等が38万円以下の生計を一にする子を有し、かつ、本人の合計所得金額が500万円以下の場合 26万円	
勤労学生控除	前年中の合計所得金額が65万円以下で勤労によらない所得金額が10万円以下の勤労学生 26万円		
配偶者控除 ※2 ※3	配偶者の前年中の合計所得金額が38万円以下の人		
	配偶者が	(1)一般配偶者の場合 33万円 (2)70歳以上の場合(老人控除対象配偶者) 38万円	
扶養控除 ※2	扶養親族の前年中の合計所得金額が38万円以下の人		
	扶養親族が	(1)一般扶養親族(16歳未満の扶養親族を除く)の場合 33万円 (2)70歳以上の場合(老人扶養控除) 38万円 (3)19歳以上23歳未満の場合(特定扶養控除) 45万円 (4)70歳以上の人で、同居の父母等の場合(同居老親等扶養控除) 45万円	
基礎控除	33万円		

※1 扶養親族には、16歳未満の扶養親族を含みます。 ※2 所得控除額の年齢要件については、平成27年12月31日現在によります。

※3 配偶者の所得が、38万円超～76万円未満の場合は、配偶者特別控除を受けられる場合があります。

(4) 税額控除

税額控除とは、市・府民税の所得割額から一定の金額を控除することをいいます。これにより納税義務者の個人的な事情を考慮して、税負担能力に応じた課税をすることになります。

控除の種類	控除額																																													
<p>① 調整控除 (人的控除差額の調整)</p>	<p>所得税と市・府民税の人的控除に差があるため税源移譲による負担増を調整するため、市・府民税所得割額から次の額が減額されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 市・府民税の課税総所得金額が200万円以下の人 (ア) か (イ) のいずれか少ない額の5% (ア) …人的控除の差の合計額 (イ) …市・府民税の課税総所得金額 ● 市・府民税の課税総所得金額が200万円超の人 {人的控除の差の合計額 - (市・府民税の課税総所得金額 - 200万円)}の5% ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円となります。 <p>人的控除の差の合計額とは 5万円(基礎控除：所得税38万円 - 市・府民税33万円 = 5万円)に、次の表の控除の種類に対応する控除差額を合計した金額です。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">控除の種類</th> <th>控除差額</th> <th colspan="2">控除の種類</th> <th>控除差額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">障害者控除</td> <td>普通</td> <td>1万円</td> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>配偶者の所得 40万円未満</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>10万円</td> <td>40万円以上 45万円未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">寡婦控除</td> <td>一般</td> <td>1万円</td> <td rowspan="4">扶養控除</td> <td>一般</td> <td>5万円</td> </tr> <tr> <td>特別</td> <td>5万円</td> <td>特定</td> <td>18万円</td> </tr> <tr> <td>寡夫控除</td> <td>1万円</td> <td>老人</td> <td>10万円</td> </tr> <tr> <td>勤労学生控除</td> <td>1万円</td> <td>同居老親</td> <td>13万円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">配偶者控除</td> <td>一般</td> <td>5万円</td> <td colspan="2">同居特別障害者加算</td> <td>12万円</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>10万円</td> <td colspan="3"></td> </tr> </tbody> </table>	控除の種類		控除差額	控除の種類		控除差額	障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	配偶者の所得 40万円未満	5万円	特別	10万円	40万円以上 45万円未満	3万円	寡婦控除	一般	1万円	扶養控除	一般	5万円	特別	5万円	特定	18万円	寡夫控除	1万円	老人	10万円	勤労学生控除	1万円	同居老親	13万円	配偶者控除	一般	5万円	同居特別障害者加算		12万円	老人	10万円			
控除の種類		控除差額	控除の種類		控除差額																																									
障害者控除	普通	1万円	配偶者控除	配偶者の所得 40万円未満	5万円																																									
	特別	10万円		40万円以上 45万円未満	3万円																																									
寡婦控除	一般	1万円	扶養控除	一般	5万円																																									
	特別	5万円		特定	18万円																																									
寡夫控除	1万円	老人		10万円																																										
勤労学生控除	1万円	同居老親		13万円																																										
配偶者控除	一般	5万円	同居特別障害者加算		12万円																																									
	老人	10万円																																												
<p>② 配当控除</p>	<p>上場株式等(大口株主等を除く)の配当所得がある場合は、次の配当控除額が控除されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>市民税 控除率</th> <th>府民税 控除率</th> <th>所得税 控除率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">配当控除</td> <td>課税総所得金額の1,000万円以下に含まれる配当所得</td> <td>1.6%</td> <td>1.2%</td> <td>10%</td> </tr> <tr> <td>課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得</td> <td>0.8%</td> <td>0.6%</td> <td>5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※配当の種類により控除対象にならなかったり、控除率が異なりますのでご注意ください。</p>	区分		市民税 控除率	府民税 控除率	所得税 控除率	配当控除	課税総所得金額の1,000万円以下に含まれる配当所得	1.6%	1.2%	10%	課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	0.8%	0.6%	5%																															
区分		市民税 控除率	府民税 控除率	所得税 控除率																																										
配当控除	課税総所得金額の1,000万円以下に含まれる配当所得	1.6%	1.2%	10%																																										
	課税総所得金額の1,000万円を超える部分に含まれる配当所得	0.8%	0.6%	5%																																										
<p>③ 住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)</p>	<p>給与支払報告書(勤務先で年末調整されたもの)や所得税の確定申告の内容から算出し適用します。</p> <p>ア 対象となる方 市民税・府民税の住宅ローン控除が適用されるのは、所得税で住宅ローン控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅ローン控除可能額が控除しきれなかった人のうち、以下の人</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年の入居者 ・平成21年から平成31年6月末までの入居者 <p>平成19年、20年の入居者は、市民税・府民税の住宅ローン控除の適用は受けられませんが、所得税の住宅ローン控除の期間を10年または15年から選択適用できる特例が設けられています。</p> <p>イ 控除額 次のA、Bのうちいずれか少ない額が市民税・府民税所得割額から控除します。</p> <p>A 所得税の住宅ローン控除可能額のうち所得税において控除しきれない額</p> <p>B 【1】平成26年3月までに入居の場合 所得税の課税総所得金額等の額の5% (最大97,500円)</p> <p>【2】平成26年4月から平成31年6月までに入居の場合 所得税の課税総所得金額等の額の7% (最大136,500円)</p> <p>※ただし、平成26年4月から平成31年6月までの控除額は、消費税率が8%又は10%である場合の金額です。それ以外の場合は、所得税の課税総所得金額等の額の5% (最大97,500円) です。</p>																																													
<p>④ 寄附金税額控除</p>	<p>個人が地方公共団体に対し、年間で2千円を超える寄附をされた場合、(1)基本控除、(2)特例控除の合計が市・府民税(所得割)から控除されます。</p> <p>(1)基本控除のみ 対象：・日本赤十字社大阪府支部又は大阪府共同募金会に対する寄附金で、総務大臣の承認を得たもの ・住民の福祉の増進に寄与する寄附金として和泉市または大阪府の条例で定めるもの(市での指定がなく、府での指定がある団体への寄附金等については府民税所得割のみから控除されます)</p> <p>計算方法：(寄附金 - 2千円) × 10%</p> <p>(2)基本控除 + 特例控除(ふるさと納税) 対象：・全国の都道府県、市町村、特別区に対する寄附金 計算方法：(寄附金 - 2千円) × {90% - (所得税の限界税率) × 1.021}</p> <p>*特例控除の額については、市・府民税(所得割)の2割が上限です。 *所得税の限界税率とは、納税者に適用される所得税の最高税率(P5)のことです。 *寄附金控除対象限度額は、総所得金額等の合計額の30%です。</p>																																													

控除の種類	控 除 額
⑤ 外国税額控除	<p>所得税において外国税額控除が行われた場合に、所得税で控除しきれないときは、まず、府民税の所得割額から一定の金額を限度として控除し、さらに控除しきれない額があるときは、次に市民税の所得割額から一定の金額を限度として控除します。控除額は次のとおりです。</p> <p>(1) 所得税 $\text{その年の所得税額} \times \frac{\text{その年分の国外所得総額}}{\text{その年の所得総額 (国外所得を含む)}} = \text{所得税の控除限度額 (A)}$</p> <p>(2) 府民税 $(A) \times 12\% = \text{府民税の控除限度額}$</p> <p>(3) 市民税 $(A) \times 18\% = \text{市民税の控除限度額}$</p>
⑥ 配当割額控除	<p>上場株式等、公募証券投資信託、特定投資法人の投資口の配当等に対する地方税について、配当等の支払者が支払の際に5%の税率で都道府県に納入している場合、申告した時は次のように配当割額控除を行います。</p> <p>配当割額 = 特定配当等に関する所得の金額 $\times 5\%$</p> <p>市民税配当割額控除額 配当割額 $\times \frac{1}{6}$</p> <p>府民税配当割額控除額 配当割額 $\times \frac{1}{6}$</p> <p>市民税・府民税所得割より引ききれない額は充当または還付額として取扱う。</p>
⑦ 株式等譲渡所得割額控除	<p>源泉徴収を選択した特定口座で行った上場株式等の譲渡に対する地方税について、証券業者が譲渡対価の支払の都度、年初からの通算所得金額の増減額の5%の税率で都道府県に納入している場合、申告した時は次のように株式等譲渡所得割額控除を行います。</p> <p>株式等譲渡所得割額 = 特定株式等譲渡所得金額 $\times 5\%$</p> <p>市民税株式等譲渡所得割額控除額 譲渡所得割額 $\times \frac{1}{6}$</p> <p>府民税株式等譲渡所得割額控除額 譲渡所得割額 $\times \frac{1}{6}$</p> <p>市民税・府民税所得割より引ききれない額は充当または還付額として取扱う。</p>

(5) 土地、建物などの譲渡所得に対する特例

土地等または建物等を譲渡した場合の譲渡所得については、他の所得と分離して、長期譲渡所得と短期譲渡所得の区分に応じ、それぞれ次に掲げる計算方法によって所得税ならびに市民税および府民税の所得割が課されます。

長期譲渡所得……譲渡をした年の1月1日現在において所有期間が5年を超える土地等または建物等の譲渡による所得

短期譲渡所得……譲渡をした年の1月1日現在において所有期間が5年以下である土地等または建物等の譲渡による所得

(注1) 「土地等」、「建物等」とは次のものをいいます。

土地等……………土地、土地の上に存する権利

建物等……………建物、建物附属設備、構築物

(注2) 所得は原則として合算し、課税する「総合課税」ですが、土地・建物等の譲渡所得などについては、他の所得と分離して課税します。これを「分離課税」といいます。

● 課税譲渡所得金額の計算方法及び税率

$$\text{収入金額} - \text{取得費} - \text{譲渡費用} - \text{特別控除額} = \text{課税譲渡所得金額}$$

◎ 取得費

取得費が不明である場合は、収入金額の5%相当額によります。

(注) 他に所得がない場合や総所得金額等から控除できなかった所得控除の控除不足額がある場合には、上記の計算式で計算した金額から、その控除不足額を控除した金額が課税譲渡所得金額になります。

特 別 控 除 額

区 分	特別控除額
収用対象事業のために資産を譲渡した場合	5,000万円
特定土地区画整理事業等のために土地等を譲渡した場合	2,000万円
特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合	1,500万円
居住用財産を譲渡した場合	3,000万円
農地保有の合理化等のために農地等を譲渡した場合	800万円

※その年分の特別控除額の合計額が5,000万円を超えるときは5,000万円が限度となります。

(ア) 一般の譲渡の場合

譲渡の日	課税長期譲渡所得金額	市民税	府民税	所得税
平成16年1月1日以降 平成17年12月31日以前	全 額	3.4%	1.6%	15%
平成18年1月1日以降	全 額	3%	2%	15%

(イ) 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合

国、地方公共団体、独立行政法人都市再生機構等および都市計画法の開発許可を受けて行われる一団の宅地の造成を行う者等に対する土地等の譲渡で一定の要件に該当するものについては、次の税率によります。

譲渡の日	課税長期譲渡所得金額	市民税	府民税	所得税
平成16年1月1日以降 平成17年12月31日以前	2,000万円以下の部分	2.7%	1.3%	10%
	2,000万円超の部分	3.4%	1.6%	15%
平成18年1月1日以降	2,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%
	2,000万円超の部分	3%	2%	15%

(ウ) 所有期間が10年超の居住用財産を譲渡した場合

譲渡した年の1月1日において、所有期間が10年を超える居住用家屋およびその家屋の敷地である土地等を譲渡した場合には、次の税率によります。

譲渡の日	課税長期譲渡所得金額	市民税	府民税	所得税
平成17年12月31日以前	6,000万円以下の部分	2.7%	1.3%	10%
	6,000万円超の部分	3.4%	1.6%	15%
平成18年1月1日以降	6,000万円以下の部分	2.4%	1.6%	10%
	6,000万円超の部分	3%	2%	15%

(エ) 短期譲渡所得に対する税額の計算方法

① 国または地方公共団体に対する土地等の譲渡に対する税率

譲渡の日	課税短期譲渡所得金額	市民税	府民税	所得税
平成16年1月1日以降 平成17年12月31日以前	全 額	3.4%	1.6%	15%
平成18年1月1日以降	全 額	3%	2%	15%

② ①以外の短期譲渡所得に対する税額の計算方法

譲渡の日	課税短期譲渡所得金額	市民税	府民税	所得税
平成16年1月1日以降 平成17年12月31日以前	全 額	6%	3%	30%
平成18年1月1日以降	全 額	5.4%	3.6%	30%

◆ 税制改正に伴う平成28年度の市・府民税の変更点

● 府民税の均等割額の変更

大阪府では、平成28年度から平成31年度までの4年間、森林の有する公益的機能を維持増進するための環境整備に係る施策に必要な財源(森林環境税)を確保するため、府民税均等割に300円を加算します。変更後は1,800円になります。

● ふるさと納税の特例控除限度額の引上げ

地方公共団体に対する寄附金(ふるさと納税)にかかる特例控除限度額が市・府民税の所得割額の2割(改正前は1割)に引上げられました(平成27年に行う寄附から適用)

● ふるさと納税ワンストップ特例制度の創設

確定申告が不要な給与所得者等がふるさと納税を行った場合、寄附先の自治体数が5団体以内であれば確定申告を行わなくても寄附金税額控除が適用される「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設されました(平成27年4月1日以降に行う寄附から適用されます。)

この制度を利用した場合、市・府民税からは所得税の所得控除分相当額が併せて控除されます。

● 住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の適用期間延長

消費税引き上げ時期の延長に伴い、個人市・府民税における住宅借入金等特別税額控除制度(住宅ローン控除)の適用期限を1年半延長(居住開始年月日が平成31年6月30日まで適用)されました。

● 市民公益税制の導入

本市では、平成27年1月から公益活動や寄附金文化の促進を図るため、条例により個人市民税寄附金税額控除対象寄附金制度を制定しました。これにより本市での指定がある団体への寄附金等(各年1月1日~12月31日に支払ったもの)について、個人市民税でも寄附金税額控除の対象となります。また大阪府で指定のある団体への寄附金等は、個人府民税での寄附金税額控除の対象となります。

● 公的年金からの特別徴収制度における仮徴収税額の算定方法の見直し(特別徴収税額の平準化)

年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額が「前年度分の公的年金等に係る年税額の2分の1に相当する額」となります。

※詳しくは次頁の「(4) 特別徴収の徴収方法」をご覧ください。

◆ 公的年金からの市・府民税の特別徴収(天引き)制度

公的年金受給者の納税の利便性向上と、市町村における徴収の効率化を図る観点から、市・府民税の公的年金からの特別徴収(天引き)制度を導入しています。

(1) 特別徴収の対象者…平成28年4月1日現在、65歳以上で老齢基礎年金等を受給している人

ただし、次の場合は対象外となります

- ・老齢基礎年金等の年額が18万円未満の人
- ・介護保険の特別徴収対象被保険者でない人
- ・市・府民税の特別徴収税額が所得税や社会保険料を控除した後の老齢基礎年金等給付の額を超える人

(2) 特別徴収の対象額…公的年金等にかかる所得税額及び均等割額

※給与所得や不動産所得など公的年金等以外の所得にかかる市・府民税は、年金から特別徴収されず、別に納めていただきます。

(3) 特別徴収の対象年金…老齢基礎年金等（介護保険料が天引きされている年金から特別徴収されます）

(4) 特別徴収の徴収方法

① 今年度新たに特別徴収が始まる人（前年度、途中で年金からの天引きが中止になった人を含む）

普通徴収（※）			年金からの特別徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
年税額の4分の1ずつ			年税額の6分の1ずつ		

（※）納付書や口座振替によりご自身でお支払いしていただくものです。

② 前年度から引き続き特別徴収をされる人

前半（4月・6月・8月）の仮徴収と、後半（10月・12月・翌年2月）の本徴収に区分されます。

● 平成28年8月支給分まで（改正前）

- ・ 仮徴収…前年度の本徴収税額の3分の1（前年度2月に徴収された額）が年金から特別徴収されます。
- ・ 本徴収…6月以降に確定した年税額から、年度前半において仮徴収された額を控除した額が年金から特別徴収されます。

年金からの特別徴収（仮徴収）			年金からの特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
前年度の本徴収税額 ÷ 3 ⇒ 前年度2月と同額			(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3 ずつ		

● 平成29年4月支給分【平成29年度仮徴収分】から（改正後）

改正前の算定方法では、年税額が前年度の年税額から大きく変動した場合、仮徴収税額と本徴収税額に大きな差が生じるうえ、翌年度以降にもこの差が続くこととなります。そこで、年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額については、「前年度の年税額の2分の1」に相当する額とする算定方法の見直しが行われました。

- ・ 仮徴収…前年度の年税額の2分の1の額が年金から特別徴収されます。
- ・ 本徴収…6月以降に確定した年税額から、前半の仮徴収税額を差し引いた額が年金から特別徴収されます。

年金からの特別徴収（仮徴収）			年金からの特別徴収（本徴収）		
4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月
(前年度の年税額の2分の1) ÷ 3 ずつ			(年税額 - 仮徴収税額) ÷ 3 ずつ		

特別徴収の算定例

年度	年税額	現 行		改 正 後	
		仮 徴 収 (4・6・8月)	本 徴 収 (10・12・2月)	仮 徴 収 (4・6・8月)	本 徴 収 (10・12・2月)
平成27年度	60,000円	10,000円	10,000円	10,000円	10,000円
平成28年度	36,000円	10,000円	2,000円	10,000円	2,000円
平成29年度	57,000円	2,000円	17,000円	6,000円	13,000円
平成30年度	63,000円	17,000円	4,000円	9,500円	11,500円

◆ 公的年金等を受給されている人の確定申告の手続きについて

公的年金の収入の合計金額が400万円以下で、かつ、それ以外の所得金額が20万円以下の人は、所得税の確定申告書の提出が不要です。ただし、医療費控除などによる所得税の還付を受ける場合には、確定申告書を提出することができます。詳しくは最寄りの税務署にご相談ください。

(注) 所得税の確定申告書を提出しない場合は、市・府民税の申告書を提出していただくことで、市・府民税の適正な課税を行うことができますので、市・府民税申告書を提出いただきますようお願いいたします。

市・府民税のQ&A

(給与収入のある人の計算例)

Q1 私(45歳)の家族には、妻(43歳、無収入)と2人の子ども(18歳と14歳)がいます。平成27年中の給与収入額は6,285,000円でした。また、平成27年中には社会保険料351,000円、生命保険料320,000円(新契約一般分150,000円、新契約個人年金分100,000円、介護医療保険分70,000円)、地震保険料10,000円(地震契約分)を支払いました。この場合、私の市民税・府民税はいくらになるでしょうか。

A 所得金額 (簡易給与所得表による) 4,487,200円……………①

所得控除 (詳しくはP7を参照)	社会保険料控除		351,000円
	生命保険料控除		70,000円 (限度額)
		(新契約に係る一般生命保険料の控除額)	28,000円)
		(新契約に係る個人年金保険料の控除額)	28,000円)
		(介護医療保険料の控除額)	28,000円)
	地震保険料控除		5,000円
	配偶者控除		330,000円
	扶養控除	18歳 330,000円 + 14歳 控除なし	=330,000円
基礎控除		330,000円	
	合 計		1,416,000円……………②

課税総所得 ①-② = 3,071,200円 → 3,071,000円 (千円未満切り捨て)

所得割額と調整控除の計算

課税総所得に税率を掛けた後に、人的控除差による調整額を引きます。

市民税…3,071,000円×6%=184,260円…③

府民税…3,071,000円×4%=122,840円…④

※人的控除差による調整控除額

市・府民税と所得税の人的控除差額：150,000円 (配偶者控除5万円+基礎控除5万円+扶養控除5万円)

市・府民税の課税総所得金額が200万円超なので、調整控除額が、
 {人的控除差額-(市・府民税の課税総所得金額-200万円)}の5%
 ={150,000円-(3,071,000円-2,000,000円)}の5%が-46,050円ですが、
 これが、2,500円未満のため、2,500円が調整控除額となります。

2,500円…⑤

③-⑤×3/5 (100円未満端数切捨て)
 =184,260円-2,500円×3/5=182,760円→182,700円……………⑥

④-⑤×2/5 (100円未満端数切捨て)
 =122,840円-2,500円×2/5=121,840円→121,800円……………⑦

市民税額	$\textcircled{6} + 3,500\text{円 (市・均等割額)} = 182,700\text{円} + 3,500\text{円} = 186,200\text{円} \dots \textcircled{8}$
------	--

府民税額	$\textcircled{7} + 1,800\text{円 (府・均等割額)} = 121,800\text{円} + 1,800\text{円} = 123,600\text{円} \dots \textcircled{9}$
------	--

市・府民税額	$\textcircled{8} + \textcircled{9} = 186,200\text{円} + 123,600\text{円} = 309,800\text{円}$
--------	---

(公的年金収入のある人の計算例)

Q2 私(70歳)は、妻(68歳、無収入)と二人暮らしです。平成27年中の年金受給額は2,650,000円でした。また、平成27年中には国民健康保険料209,100円、介護保険料80,900円を支払いました。計算方法を教えてください。

A 所得金額	P.6 (公的年金等の雑所得表より) 1,450,000円 $\dots \textcircled{1}$ (2,650,000円 - 120万円)
---------------	---

所得控除 (詳しくはP7を参照)	社会保険料控除 (国民健康保険料+介護保険料)	290,000円
	配偶者控除	330,000円
	基礎控除	330,000円
	合計	950,000円 $\dots \textcircled{2}$

課税総所得	$\textcircled{1} - \textcircled{2} = 500,000\text{円} \rightarrow 500,000\text{円 (千円未満切り捨て)}$
-------	--

所得割額と調整控除の計算	<p>課税総所得に税率を掛けた後に、人的控除差による調整額を引きます。</p> <p>市民税 $\dots 500,000\text{円} \times 6\% = 30,000\text{円} \dots \textcircled{3}$</p> <p>府民税 $\dots 500,000\text{円} \times 4\% = 20,000\text{円} \dots \textcircled{4}$</p> <p>※人的控除差による調整控除額</p> <p>市・府民税と所得税の人的控除差額: 100,000円 (配偶者控除5万円+基礎控除5万円)</p> <p>課税総所得 > 人的控除差額のため、</p> <p>$100,000\text{円 (人的控除差額)} \times 5\% = 5,000\text{円} \dots \textcircled{5}$</p> <p>$\textcircled{3} - \textcircled{5} \times 3/5$ $= 30,000\text{円} - 5,000\text{円} \times 3/5 = 27,000\text{円} \dots \textcircled{6}$</p> <p>$\textcircled{4} - \textcircled{5} \times 2/5$ $= 20,000\text{円} - 5,000\text{円} \times 2/5 = 18,000\text{円} \dots \textcircled{7}$</p>
--------------	---

市民税額	⑥+3,500円（市・均等割額）=27,000円+3,500円=30,500円……………⑧
府民税額	⑦+1,800円（府・均等割額）=18,000円+1,800円=19,800円……………⑨
市・府民税額	⑧+⑨=30,500円+19,800円=50,300円

Q3 妻の公的年金から妻の介護保険料が特別徴収（天引き）されている場合、私（夫）の社会保険料控除の対象とすることができますか。

A 介護保険料や国民健康保険料などの社会保険料が妻の公的年金から特別徴収（天引き）されている場合、その社会保険料を支払ったのは妻になります。したがって、あなた（夫）の社会保険料控除の対象とすることはできません。

Q4 私は、平成27年4月12日に住宅を購入し入居しました。市・府民税の住宅ローン控除は受けられるのでしょうか。

また、税務署で、住宅ローン控除の手続きは済ませましたが、新たに市役所での手続きは必要でしょうか。

A 勤務先の年末調整、または税務署での確定申告の内容を基に、市・府民税の住宅ローン控除額を算出、適用しますので、新たに、市役所での申請等は不要です。

税務署での手続きがお済みでない方については税務署へお問い合わせください。

※対象者等については、P.8を参照してください。

Q5 私は会社勤めをしていますが、ある雑誌に原稿を書いたところ、出版社から原稿料を受け取りました。このため、給与所得以外に原稿料の所得が15万円あります。この場合、市役所に市・府民税の申告をする必要があるのでしょうか。

A ケースによっては申告をしていただく必要があります。

所得税の場合、原稿料や外交員報酬については、支払の際に源泉徴収し、確定申告の際に給与所得と合算して税額を計算し直すことになっています。

ただし、年間の給与の収入金額が2,000万円以下で、給与所得以外の所得（原稿料、外交員報酬など）の年間合計額が20万円以下の人については、確定申告をしなくてもよいことになっています。

しかし、市・府民税の場合は、所得税と異なり、所得の多少にかかわらず、給与所得と合算して税額を計算することになっています。

あなたの場合、原稿料について所得税の確定申告をした場合は市・府民税の申告は不要ですが、確定申告をしなかった場合は、市・府民税の申告をする必要があります。

Q6 私は、前年中の収入は0円ですが、市・府民税の申告をする必要はあるのでしょうか。

A 前年中に収入のなかった人《非課税所得（失業保険、障害年金、遺族年金等）のみの場合も含む》は申告の義務はありません。しかし、下記に該当される人は申告をしていただくことにより各関係課の申請がスムーズにおこなえます。

- ※国民健康保険に加入されている人
- ※国民年金の免除申請の判定が出来ず昨年度の途中で申告した人
- ※保育園に入園している子どもがいる人（又は入園予定の子どもがいる人）、児童扶養手当、就学援助、公営住宅入居等の行政サービス等の申請をする人
- ※所得証明書（非課税証明書）が必要な人

Q7 私は、パートタイムで働いています。年間103万円を超える収入があると、夫の配偶者控除を受けられないと聞きましたが、本当でしょうか。

A あなたが配偶者控除の対象となるか、また、あなた自身に市・府民税が課税されるかどうかは、次の表のとおりです。

妻のパートの年収	夫の配偶者控除	夫の配偶者特別控除	あなた（妻）への税金	
			所得税	市・府民税
100万円以下	受けられる	受けられない	かからない	かからない
100万円超～103万円以下				かかる
103万円超～141万円未満	受けられない	受けられる	かかる	
141万円以上				受けられない

（注）ただし、配偶者特別控除は夫の所得が1,000万円超の場合適用はありません。

Q8 他市とくらべて和泉市は、市・府民税が高いのではないのでしょうか。

A 市・府民税の計算方法や税率は「地方税法」という法律で定められており、通常、市区町村はこの計算方法により算出しているため、基本的には税額は全国一律です。和泉市も同様の計算方法と税率で税額を算出しています。ただし、府民税の均等割額については、大阪府において平成28年度から平成31年度までの4年間、森林環境税として従来の1,500円に300円が加算され、1,800円となります。

Q9 私は、平成27年7月に会社を退職し、その後すぐに別の会社へ再就職しましたが、8月になって市・府民税の納税通知書が自宅に送られてきました。

市・府民税は給料から差し引かれると思っていましたが、どうしてでしょうか。

A 特別徴収（給与支払者が給与から、市・府民税を差し引いて納付する方法）の場合、税額通知書を勤務先に送付し、これに基づいて毎月の給与から差し引いていただいていた。

しかし、退職されたことにより、給与から差し引くことができなくなったため、残りの税額については普通徴収（自宅にお送りした納税通知書により個人で納付する方法）に切り替えて、納税通知書を送付させていただきました。

その後、再就職されているということですから、もしこれからも特別徴収を希望される場合は、改めて新しい会社から手続きをしてもらってください。

Q10 「ふるさと納税」って聞くけど、税金が安くなるのですか。
また、確定申告をしないといけないですか。

A 自治体に対してふるさと納税（寄附）をすると、寄附額のうち2,000円を超える部分について、通常の基本控除に特例控除を加え、原則として所得税・個人市・府民税から全額（上限額あり）控除されます。上限額については、寄附した年（1月から12月末）の翌年6月に課税される個人市・府民税の所得割額（調整控除後）に対する2割（平成27年寄附分から）となります。寄附した時点では翌年に決定する個人市・府民税額が不明ですので、所得や各種所得控除（扶養控除・社会保険料控除・医療費控除等）の見込み等をご相談いただければ、上限額の目安を計算することは可能です。詳しくは個人住民税担当窓口までご相談ください。

次に手続きについてですが、控除を受けるためには、寄附した翌年に、確定申告を行うことが必要です（原則）。ただし、確定申告や個人市・府民税の申告が不要な方（給与所得者等）について、ふるさと納税先が5団体以内の場合に限り、ふるさと納税先団体に申請することにより確定申告等をせずに控除を受けられる手続の特例（ふるさと納税ワンストップ特例制度）が創設されました（平成27年4月1日以後に行われたふるさと納税について適用）。

なお、5団体を超える自治体にふるさと納税をした方や、ふるさと納税の有無にかかわらず確定申告等を行う方も、ふるさと納税に係る控除を受けるためには、これまで同様に確定申告が必要となります。

また、ふるさと納税ワンストップ特例の適用を受ける方は、所得税からの還付は発生せず、個人住民税から税額控除が行われます（ふるさと納税を行った翌年の6月以降に支払う個人市・府民税が控除対象）。

※P11を参考にして下さい。

※制度の概要については、総務省ホームページ内「ふるさと納税ポータルサイト」等もご参照ください。

法人市民税

法人市民税は、市内に事務所、事業所(以下「事務所等」といいます)又は寮等がある法人等にかかる税金で、事務所等又は寮等があれば負担していただく**均等割**と、国税の法人税額に応じて負担していただく**法人税割**とがあります。

◆ 納税義務者

納 税 義 務 者	納 め る 税 額	
	均 等 割	法 人 税 割
市内に事務所等がある法人 (法人格のない社団等で収益事業を行うものを含む)	○	○
市内に寮や保養所がある法人が、その市内に事務所等がない法人	○	—
市内に事務所等があり、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課税される個人	—	○

◆ 税率

● 均等割

法人の所得の有無に関係なく、法人に資本金等の額と市内の従業者数に応じて次表のとおりとなります。

資 本 金 等 の 額	均等割の税率（年額）	
	従業者50人以下	従業者50人超
ア 50億円を超える法人	492,000円	3,600,000円
イ 10億円を超え50億円以下である法人	492,000円	2,100,000円
ウ 1億円を超え10億円以下である法人	192,000円	480,000円
エ 1,000万円を超え1億円以下の法人	156,000円	180,000円
オ 1,000万円以下の法人	60,000円	144,000円
カ 上記以外の法人（公共法人等）	60,000円	

- (注) 1. 「資本金等の額」とは、資本金の額又は出資金の額に資本積立金額又は、連結個別資本積立金額を加えたものになります。平成27年4月1日以降に開始する事業年度については、「資本金等の額」と「資本金に資本準備金を加えた額」のいずれかの大きい額となります。
 2. 「従業者数」とは、市内の事務所等又は寮等の従業者数の合計数。
 3. 資本金等の額及び従業者数の合計数は、課税標準の算定期間の末日で判定します。

● 法人税割

課税標準となる法人税額×税率

	平成26年9月30日以前に 開始する事業年度分	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度分
法人税割の税率	14.7%	12.1%

◆ ◆ ◆ 市税の申告は電子申告で！ ◆ ◆ ◆

本市では、法人市民税・個人市・府民税(特別徴収)・固定資産税(償却資産)について、eLTAX(エルタックス)を利用したインターネットによる電子申告の受付を行っています。ぜひ、ご利用ください。



eLTAXのホームページ…… <http://www.eltax.jp/>
 eLTAXのヘルプデスク…… 0570-081459
 利用可能日 月～金(土・日・祝日、年末年始 12/29～1/3は休業)
 利用可能時間 9:00～17:00

◆ 申告と納税の方法

法人市民税は、納税通知書を受け取って納税する制度ではなく、事業年度が終了した後、一定期間内に納税義務者が納付すべき税額を計算して申告し、申告した税額を納めていただく申告納付の制度をとっています。

事業年度	申告区分	申告期限及び納付税額
6か月	確定申告	申告期限：事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内 納付税額：均等割額と法人税割額の合計額
1年	中間 (予定) 申告	申告期限：事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内 ※ただし、法人税において中間申告をすることを要しない法人および市内に寮等のみを有する法人は、中間申告をしていただく必要はありません。 納付税額：次の①又は②の額 ①予定申告 事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額（6ヶ月の場合は年額の2分の1）と、前事業年度の法人税割額 × 6 ÷ 前事業年度の月数との合計額 ②仮決算にもとづく中間申告 事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額（6ヶ月の場合は年額の2分の1）と、その事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額
	確定申告	申告期限：事業年度終了の日の翌日から原則として2ヶ月以内 納付税額：均等割額と法人税割額の合計額。ただし、当該事業年度の中間(予定)申告を行っている場合には、それらの額を差し引きます。

※ 法人市民税の納付書は市ホームページからダウンロードできます

◆ 設立等の届出

和泉市内に法人等を設立又は事務所等を開設した場合は、2ヶ月以内に「法人等の設立(開設・異動)申告書」を提出してください。〈添付書類：商業登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、事業年度等が確認できる定款等の写し〉

また、法人等の名称、所在地、代表者、資本金等の額等に変更があった場合も同様に提出してください。〈添付書類：異動内容、異動年月日の証明となる書類〉

申告書の様式は市のホームページに掲載しています。

◆ 減免

収益事業を行っていない次の法人等について、減免を受けられる場合があります。

- 公益社団法人又は公益財団法人
- 認可地縁団体（町会、自治会等）
- 特定非営利活動法人（NPO法人）

上記の法人等で法人市民税の減免を受けようとする場合は、法人市民税申告書の提出期限までに、申告書と併せて、本市所定様式「法人市民税減免申請書」と収益事業の有無が確認できる書類を税務室市民税担当に提出してください。

※減免対象となる法人については、法人市民税申告書の提出期限は4月30日です。（地方税法第321条の8第19項申告書の提出期限が土曜日、日曜日及び祝日にあたる場合は、その翌日が提出期限となります。）

固定資産税・都市計画税

<固定資産税>

毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

<都市計画税>

毎年1月1日に、都市計画法による都市計画区域のうち原則として市街化区域内に所在する土地、家屋を所有している人が、その固定資産の所在する市町村に納める税金です。

また、都市計画税は目的税で、その収入は都市計画事業または土地区画整理事業に要する費用に充てられます。

なお、都市計画税は固定資産税と合わせて納付していただいております。市から送付する「固定資産税・都市計画税 納税通知書」に記載されている年税額は、固定資産税と都市計画税の合算額です。

◆ 納税義務者

毎年1月1日に、固定資産（土地・家屋・償却資産）を所有している人をいいます。なお、所有している人とは、それぞれ右のとおりに登録または登録されている人をいいます。（→P.28 Q&A 1~4）

土地	登記簿または土地補充課税台帳
家屋	登記簿または家屋補充課税台帳
償却資産	償却資産課税台帳

◆ 税額の計算方法

<固定資産税>

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (1.4\%) = \text{税額}$$

<都市計画税>

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} (0.3\%) = \text{税額}$$

※ ただし償却資産及び市街化区域外に所在する土地・家屋には都市計画税は課税されません。

課税標準額とは、税額を算定する基礎となる額をいいます。（→P.29 Q&A 7）

土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額の合計額が右表の場合は、固定資産税及び都市計画税は課税されません。（免税点未満）

区分	免税点	
土地	課税標準額が	30万円未満
家屋	//	20万円未満
償却資産	//	150万円未満

（注）同一の市内にある各区分ごとの固定資産税の課税標準額の合計で判定します。

◆ 評価の見直しについて

土地及び家屋については、原則として3年に一度の基準年度に評価の見直し（評価替え）を行います。第2年度および第3年度は、新たな評価を行わないで基準年度の価格をそのまま据え置きます。

なお、平成28年度は第2年度にあたり、次回の評価の見直しは平成30年度に行われます。ただし、下記のような場合は新たに評価を行います。



建物の新築や増築などがあつた場合は新たに評価を行います。

土地の区画・形質の変更（分筆や合筆、地積更正、造成など）や地目の変更があつた場合は、新たに評価を行います。

土地については基準年度以降も地価が下落傾向にある場合は、評価額を下落修正することがあります。



土地

◆ 土地の評価

地方税法第388条第1項の規定により告示された「固定資産評価基準」等によって、地目別に定められた評価方法により評価を行います。

なお、宅地の評価は、地価公示価格等の7割を目途に算定した固定資産税の路線価を基礎に行います。

■ 地目

地目には、田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野並びに雑種地等があります。固定資産税評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目となります。

■ 地積

地積は、原則として登記簿に登録されている地積となります。

◆ 特例措置

次の場合は、一定の特例措置があります。

(1) 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地（人の居住の用に供する家屋の敷地）に対しては、税負担を軽減する必要から、その面積の広さによって下記のとおり特例措置があります。

■ 住宅用地の特例の区分等

区分	敷地面積	固定資産税の特例率	都市計画税の特例率
小規模住宅用地	1戸につき200㎡以下の部分	1 / 6	1 / 3
一般住宅用地*	200㎡を超える部分	1 / 3	2 / 3

※ ただし、小規模住宅用地と一般住宅用地の合計敷地面積が床面積の10倍を超える部分は特例が適用されません。

■ 住宅用地の範囲

特例措置の対象となる住宅用地の面積は、家屋の敷地の用に供されている土地の面積に下表の適用率を乗じて求めます。

住宅用地の面積＝家屋の敷地面積×適用率

（注）家屋の床面積の10倍まで

- ・「住宅用地の特例」の適用を受ける場合
（土地の用途を住宅用地に変更した場合）
- ・「住宅用地の特例」の適用から外れる場合
（住宅用地からその他の用途に変更した場合）

「住宅用地現況届出書」の提出をお願いします。

区分	概要	住宅の形態	居住部分の割合	適用率
専用住宅	専ら人の居住の用に供する家屋の敷地として利用されている土地	専用住宅	全部	1.0
併用住宅	一部を人の居住の用に供する家屋の敷地として利用されている土地	地上5階以上の耐火建築物である併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
			2分の1以上4分の3未満	0.75
		4分の3以上	1.0	
		上記以外の併用住宅	4分の1以上2分の1未満	0.5
			2分の1以上	1.0

※敷地内に倉庫や工場等、住宅と異なる用途の建物がある場合は、住宅用地と認定されないものもあります。



(2) 宅地及び宅地比準土地に対する税負担の調整措置

固定資産税は、地域や土地によって税負担にばらつきがあったことから、税負担の均衡化を促進するための調整措置が講じられています。

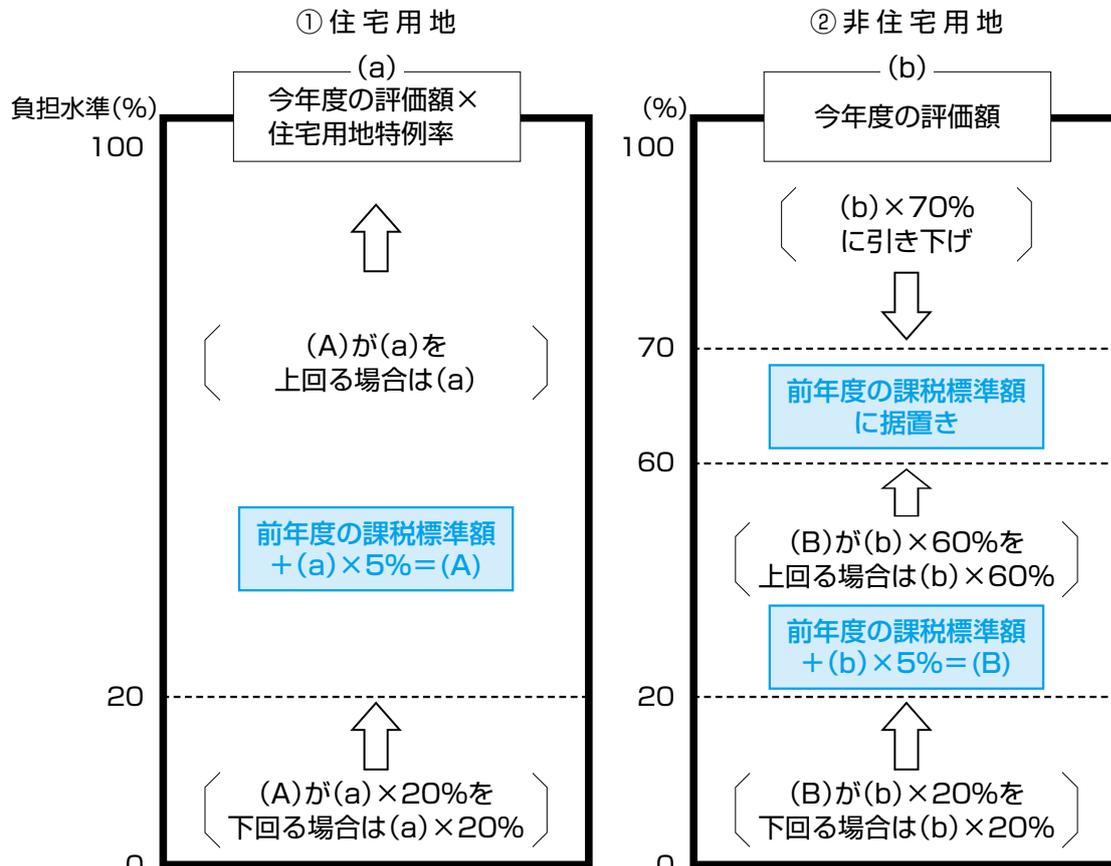
具体的には、今年度の評価額に対する前年度の課税標準額の割合に応じて、今年度の課税標準額が決まる仕組みとなっており、次の算式から求められた割合に応じて、次表に示す課税標準額となります。

$$\text{負担水準} = \frac{\text{前年度の課税標準額}}{\text{今年度の評価額} \times \text{住宅用地特例率 (P.21 参照)}} \times 100(\%)$$

※負担水準とは…個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示すものです。

宅地の負担水準と課税標準額の算出

宅地の区分		負担水準	今年度の課税標準額
住宅用地 (一般住宅用地) (小規模住宅用地)		100%以上	今年度の評価額×住宅用地特例率
		20%以上～100%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×住宅用地特例率×5% 【ただし、「今年度の評価額×住宅用地特例率」が上限となります。】
		20%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×住宅用地特例率×5% 【ただし、「今年度の評価額×住宅用地特例率×20%」が下限となります。】
非住宅用地 (商業地等)		70%超	今年度の評価額×70%の額に引き下げ
		60%以上～70%以下	前年度の課税標準額に据置き
		20%以上～60%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×5% 【ただし、「今年度の評価額×60%」が上限となります。】
		20%未満	前年度の課税標準額+今年度の評価額×5% 【ただし、「今年度の評価額×20%」が下限となります。】



家 屋

◆ 評価のしくみ

固定資産評価基準によって、再建築価格を基礎に評価します。

■ 新築家屋の評価

$$\text{評価額} = \text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率}$$

再建築価格…評価の対象となった家屋と同一のものを、評価の時点においてその場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって生ずる損耗の状況による減価をあらわしたものです。

■ 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

在来分家屋については、基準年度(3年ごと)に評価替えを行います。

評価額は、上記の新築家屋の評価と同様の算式により求めますが、再建築価格(※)は、固定資産評価基準が定める再建築費評点補正率により、建築物価の変動分を考慮します。ただし、上記算式により算出された評価額が前年度の価額を超える場合には、決定価額は引き上げられることなく、原則として、前年度の価額に据え置かれます。

※在来分家屋の再建築価格は、以下の式によって求められます。

$$\text{再建築価格} = \text{前基準年度の再建築価格} \times \text{再建築費評点補正率}$$

◆ 減額制度

固定資産税の減額制度には、以下のものがあります。

- 新築住宅に対する減額措置
- 認定長期優良住宅に対する減額措置
- 住宅の耐震改修に伴う減額措置
- 住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置
- 住宅の省エネ改修に伴う減額措置

なお、これらの減額措置は都市計画税には適用されません。

● 新築住宅に対する減額措置

新築住宅について、新築後一定期間の固定資産税が2分の1に減額されます。(新築軽減)

※この減額制度については、申請は必要ありません。

(1) 減額要件

- ア. 専用住宅や併用住宅であること
(併用住宅については、居住部分の床面積の割合が2分の1以上のものに限られます)
- イ. 居住部分の床面積が50㎡以上280㎡以下
(一戸建て以外の貸家住宅は40㎡以上280㎡以下)

※分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、「**専有部分の床面積+持分で按分した共用部分の床面積**」で判定します。なお、賃貸マンションなどについても、独立的に区画された部分ごとに区分所有家屋に準じた方法で判定します。

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分(居住部分)です。併用住宅における店舗部分や事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

- (3) 減額期間
- ア. 一般の住宅（イ以外の住宅）…………… 新築後3年度分
 - イ. 3階建て以上の中高層耐火住宅等…………… 新築後5年度分

● 認定長期優良住宅に対する減額措置

平成21年6月4日から平成30年3月31日までに新築された住宅で、長期優良住宅の認定を受けて建築された住宅について、新築後一定期間の**固定資産税が2分の1に減額**されます。

なお、現行の新築軽減とは重複適用されず、新築住宅に対する減額措置に代えて適用されます。

※この減額措置を受けるには申請が必要です。

- (1) 減額要件
- ア. 長期優良住宅の認定を受けて建築された住宅であること（注1）
 - イ. 平成21年6月4日から平成30年3月31日までに新築された住宅であること
 - ウ. 新築住宅に対する減額措置の要件を満たす住宅であること（注2）
- （注1）長期優良住宅の認定については、都市政策課までお問い合わせください。0725-99-8140（直通）
- （注2）新築軽減の適用要件については、前述の「新築住宅に対する減額措置」をご参照ください。

- (2) 減額範囲
- 減額の対象となるのは、新築された住宅用の家屋のうち住居として用いられている部分（居住部分）です。併用住宅における店舗部分や事務所部分などは減額の対象となりません。
- なお、住居として用いられている部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

- (3) 減額期間
- ア. 一般の住宅（イ以外の住宅）…………… 新築後5年度分
 - イ. 3階建て以上の中高層耐火住宅等…………… 新築後7年度分

- (4) 申請方法
- 所定の申請書に必要事項を記入のうえ下記の書類を添付し、新築された年の翌年の1月31日までに税務室資産税担当へ申請してください。
- 長期優良住宅の認定を受けて建築されたことを証明する書類
（認定長期優良住宅の認定通知書または変更認定通知書の写し）

● 住宅の耐震改修に伴う減額措置

昭和57年1月1日以前から所在する住宅で、平成30年3月31日までに現行の耐震基準に適合する改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、**固定資産税額が2分の1減額**されます。

※この減額措置を受けるには申請が必要です。

- (1) 減額要件
- ア. 専用住宅や併用住宅（居宅部分の割合が2分の1以上に限る）であること
 - イ. 現行の耐震基準に適合する耐震改修であること
※マンションの場合は、建物全体で耐震基準に適合する必要があります。
 - ウ. 耐震改修費用が50万円超であること
※マンション等区分所有家屋の場合、一棟全体の耐震改修工事費を一戸当たりで按分した額が50万円超であることが必要です。

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、居住部分です。併用住宅における店舗部分や事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、居住部分の床面積が120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(3) 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分

(4) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ下記の書類を添付し、改修工事が完了した日から3か月以内に税務室資産税担当へ申請してください。

- 現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書(市役所、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行するもの)または住宅性能評価書の写し
- 工事内容を確認できる書類(工事明細書またはそれに代わる書類)
- 工事費用を支払ったことが確認できる書類(領収書またはそれに代わる書類)

● 住宅のバリアフリー改修に伴う減額措置

新築された日から10年以上を経過した住宅で、平成30年3月31日までにバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、**固定資産税額が3分の1減額**されます。(ただし、賃貸住宅や新築軽減など他の減額制度の適用がある住宅は原則として該当しません。)

※この減額措置を受けるには申請が必要です。

(1) 減額要件

ア. 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

イ. 居住者が下記のいずれかに該当すること

- 65歳以上の人(工事が完了した日の属する年の翌年の1月1日における年齢)
- 障がい者
- 介護保険法に基づく要介護認定または要支援認定を受けている人

ウ. 下記のいずれかの工事であること(マンションの場合は専有部分の改修工事に限る)

- 廊下の拡幅
- 階段の勾配の緩和
- 手すりの取付け
- 便所の改良
- 浴室の改良
- 床の段差の解消
- 引き戸への取替え
- 床表面の滑り止め化

エ. バリアフリー改修費用が、国又は地方公共団体からの補助金等を除く自己負担金額として50万円超であること

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、居住部分です。併用住宅における店舗部分や事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、居住部分の床面積が100㎡までのものはその全部が減額対象に、100㎡を超えるものは100㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(3) 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分

(4) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ下記の書類を添付し、改修工事が完了した日から3か月以内に税務室資産税担当へ申請してください。

- ・65歳未満の人は障がい者であること、または要介護認定又は、要支援認定を受けていることが確認できる書類（障がい者手帳や介護保険証など）
- ・工事内容を確認できる書類（工事明細書またはそれに代わる書類）
- ・工事費用を支払ったこと及び自己負担金額が確認できる書類（領収書・補助金の内容を確認できる書類またはそれに代わる書類）

● 住宅の省エネ改修に伴う減額措置

平成20年1月1日以前から所在する住宅で、平成30年3月31日までに現行の省エネ基準に適合する改修工事を行った場合、改修工事が完了した年の翌年度分に限り、**固定資産税額が3分の1減額**されます。（ただし、賃貸住宅や新築軽減など他の減額制度の適用がある住宅は原則として該当しません。）

※この減額措置を受けるには申請が必要です。

(1) 減額要件

ア. 改修後の住宅の床面積が50㎡以上であること

イ. 次の①から④までの工事のうち、①を含む工事であること（マンションの場合は専有部分の改修工事に限る）

- ① 窓の断熱改修工事（必須）
- ② 床の断熱改修工事
- ③ 天井の断熱改修工事
- ④ 壁の断熱改修工事（外気等と接するものの工事に限る）

ウ. 省エネ改修費用が国又は地方公共団体からの補助金を除く自己負担金額として50万円超であること

(2) 減額範囲

減額の対象となるのは、居住部分です。併用住宅における店舗部分、事務所部分などは減額の対象となりません。

なお、居住部分の床面積の120㎡までのものはその全部が減額対象に、120㎡を超えるものは120㎡分に相当する部分が減額対象になります。

(3) 減額期間

改修工事が完了した年の翌年度分

(4) 申請方法

所定の申請書に必要事項を記入のうえ下記の書類を添付し、改修工事が完了した日から3か月以内に税務室資産税担当へ申請してください。

- ・現行の省エネ基準に適合した工事であることの証明書（建築士、指定確認検査機関、または登録住宅性能評価機関・住宅瑕疵担保責任保険法人が発行したもの）
- ・工事内容を確認できる書類（工事明細書またはそれに代わる書類）
- ・工事費用を支払ったこと及び自己負担金額が確認できる書類（領収書・補助金の内容を確認できる書類またはそれに代わる書類）

償却資産

償却資産とは、会社や個人で工場や商店などを経営されている方や、駐車場やアパートを貸し付けている方などが、その事業のために用いている土地・家屋以外の資産をいいます。

例えば、パソコンを家庭用に使っている場合には課税対象となりませんが、事業用として使用している場合は、償却資産として課税対象となります。

(注) 賃借人(テナントの方など)が取付けた建物附属設備及び内部造作・設備等で事業の用に供されている資産は、賃借人が償却資産として申告してください。(ただし、家屋として課税されているものを除く。)

課税対象となるものの具体例

業 種	主 な 償 却 資 産
事 務 系	タイムレコーダー、事務机、椅子、応接セット、エアコン、複写機、ロッカー、パソコン、ワープロ、ファクシミリなど
喫 茶 ・ 飲 食 系	看板、厨房用品、食卓、椅子、レジスター、カラオケ、冷蔵庫など
小 売 業	冷蔵ストッカー、陳列ケース、レジスター、自動販売機、看板など
ク リ ー ニ ン グ 業	洗濯機、脱水機、ドライ機、プレス機、給排水設備、看板など
病 院 ・ 医 院	レントゲン機器、ファイバースコープ、手術用機器、歯科診療ユニット、エアコンなど
不 動 産 貸 付 業	舗装路面、門扉、看板、緑化施設、屋外給水設備、受変電設備など

◆ 税額の計算方法

取得年月、取得価格、耐用年数から、一品ごとに評価額を算出します。

一品ごとの評価額を合算した額がそのまま課税標準額となります。

$$\text{平成28年度の税額} = \text{評価額 (平成28年度の課税標準額)} \times \text{税率 (1.4\%)}$$

◆ 申告

償却資産をお持ちの方は、毎年1月1日現在における償却資産の所有状況を1月31日までに申告していただくこととなっています。

→申告書の様式を和泉市ホームページよりダウンロードしていただけます。

《和泉市ホームページ→申請書ダウンロード→税務室→市税の申請書等→償却資産申告書・種類別明細書》

→平成22年12月から、eLTAX（エルタックス）を利用したインターネットによる電子申告の受付をおこなっています。(P.18参照)

縦覧と審査申出

◆ 縦覧

土地及び家屋について、納税者が自己の所有する資産の価格と市内にある他の資産の価格を比較し、ご本人の資産に対する評価が適正かどうかを確認できる制度で、縦覧帳簿により縦覧することができます。

(1) 縦覧期間

平成28年4月1日（金）から平成28年5月31日（火）まで（土曜日・日曜日及び祝日を除く）

(2) 縦覧場所

税務室 資産税担当窓口

(3) 必要書類

納税者本人であることが確認できる書類。(運転免許証・健康保険証・旅券「パスポート」など)

縦覧される方が代理人の場合は委任状及び代理人の本人確認ができる書類。

法人の場合は委任状に代表者印を押印してください。

(4) 縦覧方法 台帳の縦覧。コピー・写真撮影等は不可

◆ 審査申出

固定資産の評価額について不服があるときは、縦覧期間の初日（4月1日）から納税通知書の交付を受けた日後3か月まで和泉市固定資産評価審査委員会へ審査の申出ができます。

固定資産税・都市計画税のQ&A

Q1 私(売主)は自己所有の土地と家屋について、平成27年12月に売買契約を締結し、平成28年2月には買主への所有権移転登記を済ませました。平成28年度の固定資産税は誰に課税されますか？

A 平成28年度の固定資産税は、あなた(売主)に課税されます。固定資産税は、地方税法の規定により、賦課期日(1月1日)現在の登記簿上の所有者に課税するものとされているからです。なお、売却した物件に係る固定資産税の精算は、あなた(売主)と買主との間でお話となります。また、固定資産税は日割、月割の概念がなく、いつから起算するのか(1月からや4月から)の規定がありません。

Q2 平成28年8月に土地を売り、同時に所有権移転もします。3期分・4期分の納税義務者は買主になるのですか？

A 固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在において固定資産(補充)課税台帳に所有者として登録されている人に対し、当該年度分の税として課税される税金です。したがって、当該年度分の固定資産税は、すべてあなた(売主)が納税義務者となります。なお、固定資産税の納付は、納期ごとに納付することができますが、これは納税者の方が納税しやすいようにしているためであり、期間を分けて課税しているものではありません。

Q3 平成28年中に家を取りこわしました。平成28年度の固定資産税が課税されているのはなぜですか？

A 固定資産税は、賦課期日(1月1日)現在において固定資産を所有している人に対して課税されます。したがって、平成28年1月1日に存する家屋は、その後(1月2日以降)に取りこわしても平成28年度の固定資産税が課税されます。(月割りによる課税をすることはできません。)取りこわしをされた場合は、税務室資産税担当に届出書を提出してください。

Q4 売買・贈与・相続などにより所有者が変わります。名義変更するにはどのような手続きが必要ですか？

A 登記物件の名義変更は法務局での手続きになります。法務局で名義変更された場合は、和泉市への届出の必要はありません。しかし、未登記家屋については税務室資産税担当で名義変更の手続きが必要になります。詳しくは、法務局または税務室資産税担当までお問合せください。

Q5 災害等により家屋が被害を受けました。固定資産税はどうなりますか？

A 土地・家屋の被害に応じて、固定資産税・都市計画税の全部または一部が減免される可能性があります。詳しくは、税務室資産税担当までお問合せください。
また、住宅が災害により滅失した場合で他の建物、構築物の用に供されていない土地は、2年間に限り住宅用地(→P.21参照)として扱います。

Q6 所有している家屋が未登記の場合も固定資産税が課税されるのですか？

A 未登記の家屋にも固定資産税は課税されます。未登記家屋は家屋補充課税台帳に登録された所有者が納税義務者となります。

Q7 評価額、課税標準額とは何ですか？

A 固定資産税評価額とは、固定資産課税台帳に記載された固定資産の評価額のことです。この評価額は、総務大臣が告示した「固定資産評価基準」に基づいて市長が決定したものです。

課税標準額とは、固定資産税の税額を算定する基礎となる額のことです。固定資産税は評価額に税率をかけて求めるのではなく、課税標準額に税率をかけて求められます。

- 土地：住宅用地の特例が適用されている場合や、負担調整措置が適用されている場合（→P.21,22参照）には、評価額と課税標準額は異なります。
- 家屋：評価額と課税標準額は原則同じです。
- 償却資産：評価額と課税標準額は原則同じです。

Q8 地価が下がっているのに土地の固定資産税が上がるのはなぜですか？

A 平成6年度に地価公示価格等の7割を目途とする評価替えが行われた結果、宅地の評価額が大幅に上昇しました。そこで、この評価替えによって税負担が急増しないようにするため、なだらかに課税標準額を上昇させる負担調整措置が講じられました。

負担水準（個々の土地の課税標準額が評価額に対してどの程度まで達しているかを示す割合）が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっています。

したがって、負担水準が低く、本来負担すべき税額までゆるやかに引き上げている過程にある土地では、地価が下落していても税額が上がるというケースが生じることもあるわけです。負担水準についてはP.22をご参照ください。

なお、地価が下落している場合、据え置き年度でも評価額を下落修正できることとなっており、下落修正が行われれば、税額の増加額が少なくなったり、税額が据え置きや引き下げに転じたりする場合があります。

Q9 住宅を取りこわしたら土地の税額が上がりました。なぜですか？

A 土地に一定要件を満たす住宅があると「住宅用地に対する課税標準の特例」が適用され、土地の税額が減額されています。しかし、住宅を取りこわして更地にしたり、住宅を住宅以外の用途に変更したりすると、特例の適用（→P.21参照）が廃止されるからです。

Q10 畑を耕している土地に宅地並みの税金が課税されています。なぜですか？

A 農地転用の手続きをした土地や宅地等に転用されるにあたって農地転用の手続きを必要としない農地は「宅地介在農地」となります。宅地介在農地は、通常の農地と違って農地法による規制を受けない土地になりますので、宅地並みの評価・課税になります。

Q11 私は、平成24年9月に住宅を新築しましたが、平成28年度分から税額が急に高くなっています。なぜですか？

A 新築住宅に対する減額措置の適用期間が終了したためです。
新築住宅について、一定の要件にあてはまるときは、固定資産税額が減額される制度（新築軽減）があります。一般の住宅では3年間、3階建て以上の中高層耐火住宅等では5年間の適用となります。詳しくはP.23をご参照ください。

平成28年度に減額措置が終了となる住宅
一般の住宅 …平成24年築
一般の住宅（認定長期優良住宅）…平成22年築
3階建以上の中高層耐火住宅等 …平成22年築

Q12 自宅の一部を増築しました。届出など、何か必要な手続きはありますか？

A 法務局で増築部分の登記をされた場合は、必要ありません。登記をされていない場合は、税務室資産税担当までご連絡ください。

Q13 共有している物件の代表者を変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

A 共有物件代表者変更届を提出していただくことで変更が可能です。詳しくは、税務室資産税担当までお問合せください。なお、固定資産税・都市計画税 納税通知書は代表者の方へお送りします。

Q14 所有者や納税管理人が海外へ転出することになりました。何か必要な手続きはありますか？

A 納税管理人の設定もしくは変更の手続きが必要になります。詳しくは税務室資産税担当へお問い合わせください。

わからないことがあれば、お気軽に
税務室資産税担当まで
お問い合わせくださいね！



軽自動車税

軽自動車税は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車を所有している人に対して課税されます。

◆ 納税義務者

軽自動車税の納税義務者は、4月1日（賦課期日）現在、軽自動車等を所有している人です。

4月1日に所有者であれば、4月2日以降に譲渡や廃車してもその年度分の納税義務者になり、逆に4月2日以降に軽自動車等を所得しても、その年度分の納税義務はありません。

◆ 原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車の税率

●平成28年度からすべての原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車の税率が引き上げられ、新税率が適用されます。

車種区分	総排気量または定格出力	税率（年額）	
		変更前	変更後
原動機付自転車	50cc以下または0.6KW以下	1,000円	2,000円
	50cc超90cc以下または0.6KW超0.8KW以下	1,200円	2,000円
	90cc超125cc以下または0.8KW超	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
軽二輪	125cc超250cc以下	2,400円	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	4,000円	6,000円
小型特殊自動車（農耕用）		1,600円	2,400円
小型特殊自動車（その他）		4,700円	5,900円

◆ 三輪及び四輪以上の軽自動車の税率

●平成28年度からの軽自動車税は下表のとおりとなります。車種区分や経過年数により税率が変わります。

新車新規登録が平成27年3月31日以前の車両は「①平成27年3月31日以前」の欄を参考に、乗用や貨物などの区分により税率が決定されます。しかし、この場合でも新車新規登録から13年を経過した車両は「③13年を経過した車両」の税率となります（平成28年度の場合は検査証の初度登録年が平成14年以前の車両が対象です）。

また平成27年4月1日以降の新車新規登録した場合は「②平成27年4月1日以降」の税率となります。

車種区分				税率（年額）		
				① 平成27年 3月31日以前	② 平成27年 4月1日以降	③ 13年を経過 した車両
軽自動車	四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円	12,900円
			営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		貨物	自家用	4,000円	5,000円	6,000円
			営業用	3,000円	3,800円	4,500円
	三輪			3,100円	3,900円	4,600円

※動力源または内燃機関の燃料が電気、天然ガス・メタノール・混合メタノール・ガソリン電力併用の軽自動車並びに被けん引車を除く。

◆ 軽自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車新規登録した四輪以上及び三輪の軽自動車（新車に限る）で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいものについて、平成28年度分の軽自動車税の税率を軽減する特例措置です。

1. 電気自動車及び天然ガス自動車（平成21年排出ガス規制に適合し、かつ、平成21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの。）について、税率を概ね100分の75軽減します。

イ	四輪以上	乗用・自家用	2,700円
		乗用・営業用	1,800円
		貨物用・自家用	1,300円
		貨物用・営業用	1,000円
ロ	三輪		1,000円

2. 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準値より20%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より35%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、税率を概ね100分の50軽減します。

イ	四輪以上	乗用・自家用	5,400円
		乗用・営業用	3,500円
		貨物用・自家用	2,500円
		貨物用・営業用	1,900円
ロ	三輪		2,000円

3. 平成17年排出ガス規制に適合し、かつ平成17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ないもののうち、乗用のものについては平成32年度燃費基準を満たすもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、2の軽自動車を除く。）について、貨物用のものについては平成27年度燃費基準値より15%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、2の軽自動車を除く。）について、税率を概ね100分の25軽減します。

イ	四輪以上	乗用・自家用	8,100円
		乗用・営業用	5,200円
		貨物用・自家用	3,800円
		貨物用・営業用	2,900円
ロ	三輪		3,000円

◆ 申告書（申請書）の提出

軽自動車等を取得や廃車、または譲渡などをした場合はすみやかに申告してください。

- ① 市外へ転出等、車両の定置場所が変わったとき
- ② 軽自動車等を譲渡したとき
- ③ 破損・老朽化により使用不能となったとき
- ④ 解体、盗難により車両がなくなったとき

○原動機付自転車の登録のしかた

新規購入の場合…販売証明書、所有者の印鑑を持って税務室市民税担当へ。

譲り受けた場合…前の所有者が、廃車の手続きを済ませていることが前提となります。前の所有者から販売証明書または申告済証をいただき、それと所有者の印鑑を持って税務室市民税担当へ。

○原動機付自転車の廃車のしかた

ナンバープレートをはずし、申告済証または販売証明書と所有者の印鑑を持って税務室市民税担当へ。

またナンバープレートを紛失してしまった場合は、弁償金として200円が必要です。

なお、軽自動車等の車種別により取扱い場所が異なりますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

車種	申告場所	申告事由	申告に必要なもの		
			申告済証又は販売証明書	印鑑(認め印)	標準(ナンバープレート)
原動機付自転車 (125cc以下) 小型特殊自動車	和泉市役所 税務室市民税担当 ☎0725-99-8108 (取扱いは本庁のみ)	登録	○	○	
		廃車	○	○	○
		譲渡	○	○(両方の)	
		市内の人へ	○	○	○
		市外の人へ	○	○	○
		転出	○	○	○

[注] 上記の諸手続で申告済証等のないときは、車台番号の石ずり(拓本)が必要になる場合があります。

※申告書は和泉市のホームページからダウンロードできます。

車種	申告場所
軽自動車 (三輪、四輪、ポート・フルトレーラー)	軽自動車検査協会 大阪主管事務所和泉支所 〒593-8316 堺市西区山田2丁190番地の3 ☎ 050-3816-1842
軽二輪、二輪の小型自動車 (125ccを超えるもの)	大阪運輸支局 和泉自動車検査登録事務所 〒594-0011 和泉市上代町官有地 ☎ 050-5540-2060

◆ 軽自動車の減免

身体等に障がいをもつる人のために利用される軽自動車等で一定の要件に該当する場合、軽自動車税の減免制度(1台限り)があります。

- 身体障がい者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳を所持している人が所有する軽自動車を自分で運転する場合や、その車を常時介護する人が運転し、当該障がい者の通院などに利用する場合、または前記の手帳を所持している人の家族が所持している人の家族が所有する軽自動車、当該障がい者の通院などに利用する場合。

※手帳の等級等により減免に該当しない場合があります。

手続き…各手帳、運転免許証、車検証、印鑑、個人番号(マイナンバー)が確認できるもの(マイナンバーカードや個人番号通知書など)、精神通院医療に係る自立支援医療受給者証の写し(精神障がい者保健福祉手帳をお持ちの方のみ)を持参のうえ税務室市民税担当へ(取り扱いは本庁のみ)

なお、普通自動車(府税)と軽自動車(市税)の両方を減免することはできません。

軽自動車税のQ&A

Q1 軽自動車の税額変更はいつから？

A 原動機付自転車・軽二輪・小型二輪・小型特殊自動車の税率は、すべての車両が平成28年度から変更されています。

また軽自動車の税率は平成27年4月1日から変更されていますが、既に登録をされている軽自動車は、税率が据え置かれています。平成27年4月1日以降に新車新規登録をされた車両は変更となった税額で課税されます。(毎年賦課期日である4月1日現在で13年を経過した車両は重課の対象となります)

Q2 新車新規登録はどこに記載されていますか？

A 自動車検査証(車検証)上部中央の「初度検査年月」に記載されています。

Q3 私は軽自動車税を5月に納めましたが、8月にその軽自動車を廃車手続きしました。年度の途中で廃車した場合、料金は月割りで還付されますか？

A 軽自動車の納税義務者は毎年4月1日現在に軽自動車を所有している人です。あなたの場合は8月に廃車しており、4月1日現在は軽自動車を所有していますので、納税義務者であるあなたにかかることとなります。また軽自動車税は、自動車税と異なり月割課税制度がありませんので、月割で還付することはできません。逆に4月2日以降に登録の手続きをされた人については、4月1日は所有されていないこととなりますので、その年度の税金は課税されず、翌年度から課税されることとなります。

Q4 バイク(原動機付自転車)の盗難にあり、ナンバープレートもありません、どうすればいいのでしょうか？

A すぐに警察に被害届を出して、その後印鑑を持って税務室市民税担当で廃車の手続きをしてください。廃車の手続きをしないと毎年課税されます。

Q5 バイク(原動機付自転車)を友人に譲ったのですが、その友人が名義の変更をしないまま行方がわからなくなってしまいました。どうすればいいのでしょうか？

A すみやかに印鑑を持って税務室市民税担当で申告をしてください。そのまま放置しているといつまでもあなたに軽自動車税が課税されることとなります。(なおナンバープレートがない場合は弁償金として200円が必要となります)

Q6 バイク(原動機付自転車)を市外の友人からナンバープレートはそのまま譲り受けました。どのような手続きが必要ですか？

A 登録されている市区町村で廃車の手続きをし、廃車済みの申告済証と印鑑を持って税務室市民税担当で登録申請をしてください。

なお、前の市区町村で発行された申告済証がある場合は、その申告済証のほかにナンバープレート、印鑑及び譲渡証があれば和泉市の税務室市民税担当でも登録手続きができます。

※他市から和泉市へ引っ越してきた場合も手続きは必要です。市内の人から譲り受けた場合は、申告済証とお互いの印鑑をもってきてください。(申告済証がない場合は車台番号の石ずり(拓本)が必要となります。)

Q7 バイク(原動機付自転車)が壊れて、もう乗っていないのですが税金はかかりますか？

A 軽自動車税は軽自動車等を所有している人に課税されるため、乗っていなくても税金は課税されます。壊れて使えない状態でも廃車の手続きをしない限り課税されます。

市たばこ税

市たばこ税は、卸売販売業者等が市内の小売業者に製造たばこを売り渡した場合に納めます。たばこの代金の中に含まれていますので、最終的にはたばこを消費する人が負担することになります。

◆ **納税義務者**……製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者

◆ **税金の計算方法**

売渡し等をした製造たばこの本数×税率＝税額

・税率 1,000本につき5,262円

旧3級品の紙巻たばこについては、1,000本につき2,495円でしたが、旧3級品の製造たばこに係る特例税率の廃止に伴い、激減緩和等の観点から下表のとおり経過措置を講じます。旧3級品の製造たばこは、エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバッド、バイオレットおよびうるまの国産6銘柄

区分	期間	税率	
改正前	～平成28年3月31日	1,000本につき2,495円	
改正後	経過措置	平成28年4月1日～平成29年3月31日	1,000本につき2,495円
		平成29年4月1日～平成30年3月31日	1,000本につき3,355円
		平成30年4月1日～平成31年3月31日	1,000本につき4,000円
		平成31年4月1日～	1,000本につき5,262円

改正理由

国民の健康保持や未成年者への喫煙の広がりを抑制する等の観点からたばこの消費を抑えることを目的に引き上げられるものです。

施行日 平成28年4月1日施行

◆ **申告と納税**

卸売販売業者等が毎月末日までに前月分をとりまとめて申告し納めます。

旧3級品の紙巻たばこについて、平成28年4月1日午前0時現在において5,000本以上所持するたばこ販売者はたばこ税の「手持品課税」が行われます。

申告期限 平成28年5月2日(月)

提出先 泉大津税務署

納付期限 平成28年9月30日(金)

参考

たばこ1箱に含まれる税金（1箱20本入430円のたばこの場合）

市町村たばこ税	105.24円	府たばこ税	17.20円	国たばこ税	106.04円
消費税(国税)	31.85円	たばこ特別税(国税)	16.40円	合計	276.73円

市税の納付

◆ 納税について

市税は、教育、福祉関係や道路、公園などの建設事業など、毎日の生活環境や、よりよいまちづくりのために使われる市民の大切な財産です。

● 自主納税

市税は、定められた納期限までに納税者に自主的に納めていただくものです。

● 納税の猶予

次のいずれかに該当し、市税の納付が困難であると認められるときなどには、申請に基づき1年以内の期間に限り、納税の猶予を受けることができます。

- (1) 震災、火災、風水害、その他の災害または盗難にあったとき
- (2) 本人もしくは、家族が病気、または負傷したとき
- (3) 事業を廃止または休業したとき
- (4) 事業に対して著しい損失を受けたとき

● 市税の滞納

市税は、定められた納期限までに自主的に納めていただくことになっております。滞納（定められた納期限までに、納税しないこと）されると、まず督促状を送付し、さらに催告書や電話などで納付のお願いをしています。それでもなお完納されないときは、大切な市税を確保するため、また、納税をされた方との公平性を保つため、やむを得ず滞納処分（差押え等）を行うこととなります。また、滞納されますと、本来納めていただくべき税額のほかに延滞金をあわせて納めていただくこととなります。

◆ 市税の納期

税目		月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市 民 税	普通徴収				全納 1期		2期		3期		4期			
	特別徴収（年金）	偶数月の翌月10日まで												
	特別徴収（給与）	徴収月の翌月10日まで												
	確定申告	事業年度終了後2か月以内												
法人	中間申告	事業年度開始後6か月を経過した日から2か月以内												
固定資産税・都市計画税（償却資産を含む）				全納 1期		2期		3期		4期				
軽自動車税				全納										
市たばこ税		翌月末日まで												

◆ 市税の取り扱い金融機関名

● 納付と口座振替のできる金融機関

三井住友銀行 池田泉州銀行 りそな銀行 三菱東京UFJ銀行 みずほ銀行 近畿大阪銀行
 紀陽銀行 関西アーバン銀行 みなと銀行 南都銀行 大阪信用金庫 成協信用組合
 尼崎信用金庫 近畿労働金庫 いずみの農業協同組合 全国のゆうちょ銀行

● 納付のみできる金融機関

三菱UFJ信託銀行 商工組合中央金庫

（平成28年4月現在）

◆ コンビニエンスストアでの納付について

コンビニエンスストア対応バーコードのついた税額30万円以下の納付書で納期限内であれば、市が指定する全国のコンビニエンスストアで市税を納付いただけます。

ただし、納期限の過ぎたものや金額訂正したもの、バーコードの無いものや読み取れないものは取り扱いできません。

● 取り扱い可能なものは次の納付書です。

- 市・府民税（普通徴収分）納税通知書
- 督促状及び催告書の納付書（法人市民税除く）
- 固定資産税・都市計画税納税通知書
- 口座振替不能通知書（納付書付）
- 軽自動車税納税通知書
- 再発行納付書（法人市民税除く）

● 納付できるコンビニエンスストア

エブリワン ココストア コミュニティ・ストア サークルK サンクス スリーエフ セーブオン
セブン-イレブン デイリーヤマザキ ファミリーマート ポプラグループ ミニストップ
ヤマザキデイリーストアー ローソン
(平成28年4月現在)

◆◆◆ ひろげよう 納税は便利で安心！ 口座振替の輪 ◆◆◆

◆ 市税の口座振替

<お忙しい人や不在がちの人は 便利で確実な口座振替をご利用ください>

口座振替・自動払込は、あなたの金融機関（銀行・農協・ゆうちょ銀行等）の預貯金口座から納期ごとに自動的に振り替えて納めていただく制度です。

一度手続きされますと翌年度以降も自動的に継続されますので、納期ごとに納める手間と、現金などを持ち歩く危険性がなくなります。特に、お忙しい方、不在がちの方には大変便利です。

市税の納付には、便利で安心な口座振替・自動払込のご利用お勧めいたします。

申し込み手続き

お取引されている金融機関等の窓口で簡単に申し込み手続きができます。

申込書は、和泉市内の金融機関、市役所税務室納税担当、和泉シティプラザ出張所、各サービスセンターの窓口に備えてあります。

また、和泉市役所税務室納税担当まで連絡いただければ郵送いたします。

申し込みに必要なもの……預貯金通帳・通帳印・(納税通知書)

(和泉市役所税務室納税担当 電話 41-1551 (代表)
99-8109 (直通))

- 「ペイジー口座振替受付」サービスを導入しました。このサービスは金融機関のキャッシュカードがあれば印鑑（口座届出印）がなくても口座振替の申し込み手続きが即座にできるサービスです。詳しくは、上記納税担当まで。

申込締切日と振替日

		全納・1期	2期	3期	4期
市・府民税 (普通徴収のみ)	振替日	6月30日	8月31日	10月31日	12月25日
	申込締切日	3月末日	6月末日	8月末日	10月末日
固定資産税 (都市計画税)	振替日	5月31日	7月31日	9月30日	11月30日
	申込締切日	2月末日	5月末日	7月末日	9月末日
軽自動車税	振替日	5月31日	但し、振替日が休業日となる場合は翌営業日となります。		
	申込締切日	2月末日			

- 「口座振替済みのお知らせ」は年1回発行です。納付の確認はお手元の通帳でお願いします。

※万が一、資金不足等で口座振替（自動振込）ができなかった場合には後日、納付書（口座振替不能通知）を送らせていただきますので、そちらでお支払いいただけます。

市税の証明

市税に関する証明を請求される人は、本人確認のできる書類を持って取り扱い窓口までお越しください。
なお、法人については、代表者印または、会社印が必要です。

● 取り扱い窓口および証明手数料一覧表

(平成28年4月現在)

証明の種類	証明手数料		取り扱い窓口		
			本庁取 扱 窓 口	和泉シ ティ プラ ザ出 張所	サー ビス セン ター
※1 納税証明	市税の種類および年度ごとに1件とし、 2種類または2年度以上の証明を必要 とするものについては、1種類または 1年度を増すごとに100円を加算する。	1件300円 1件増すごとに100円	税務室 納税担当	○	○
※1 軽自動車税継続 検査用納税証明		無料		○	○
所得(課税)証明		1件300円	税務室 市民税担当	○	○
申告証明					
営業開始届出証明					
評価証明	土地、家屋それぞれ1物件につき300円、	1件300円 1件増すごとに100円	税務室 資産税担当	○	×
公課証明	1物件増すごとに各々100円加算する。				
住宅用家屋証明	1件 1,300円			×	×

● コンビニで所得・課税証明書が取れます

「個人番号(マイナンバーカード)」を利用して所得・課税証明書を全国の大手コンビニエンスストアのキオスク端末から取ることができます(現年度及び前年度分のみ)。

利用可能時間は午前6時30分～午後11時(年末年始、メンテナンス日を除く)

手数料も市役所窓口等で取得するより100円減額されますのでご利用ください。個人番号カードを取得していない人は個人番号カードの交付申請を行ってください。

取得できる場所…全国のコンビニエンスストア(セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、サークルKサンクスでコンビニ交付サービス利用可能店舗に限る)

市税に関する証明についてのお問い合わせは、上記本庁取り扱い窓口の税務室各担当です。

和泉市役所 電話番号 0725-41-1551 (代表)
納税担当 0725-99-8109 (直通)
市民税担当 0725-99-8108 (直通)
資産税担当 0725-99-8107 (直通)

- (注) ・同一事項について2通以上の証明を発行するときは、1通ごとに上記の手数料が必要です。
・使用目的によって証明の種類や内容が異なりますので、あらかじめ提出先でご確認ください。
※1 納付後3週間以内に、納税証明書を請求される場合は、領収証書をお持ちください。

● 市税に関する証明交付を請求できるのは、原則として次の人に限られます。

- ・本人(相続人、納税管理人を含みます)。法人の場合は代表者。
- ・同一世帯の親族で、本人から依頼があったと認められる人。
法人の場合は、同世帯の親族でも、代表者の委任状が必要です。
- ・本人(法人の場合は代表者)の委任状または代理人選任届書を持参した人。

● 本人確認のため窓口で提示していただく書類(原本)

健康保険証・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・個人番号カード(マイナンバーカード)
その他、官公署が発行した資格証明書またはそれに準じるもの

◆ 電話予約による証明書の時間外発行

税の証明書が開庁時間外に受け取れます。

市では、開庁時間内に電話で納税証明書などを予約し、夜間や土曜日・日曜日・祝日にお渡しする「証明書の電話予約による時間外受渡しサービス」を実施しています。

● 予約できる人

必要とする証明書の本人または同一世帯に属する人（法人を除く）

※ただし、市外の方は本人に限ります。

● 時間外に受渡しできる証明書等の種類・発行担当一覧表

開庁時間外に受渡しできる証明書の種類	発行担当	受取場所
所得（課税）証明書	税務室 市民税担当 Tel 0725-99-8108(直通)	市役所 市民室3番窓口
納税証明書（法人分を除く）	税務室 納税担当 Tel 0725-99-8109(直通)	
評価証明書（法人分を除く） 公課証明書（法人分を除く）	税務室 資産税担当 Tel 0725-99-8107(直通)	
上記のすべての証明書	和泉シティプラザ出張所 Tel 0725-57-6610	和泉シティプラザ出張所

問：税務室各証明発行担当

● 予約方法

平日の午前9時～午後4時に、必要な証明書等の上記各発行担当へ電話予約

● 受渡し時間・場所

予約当日の午後5時15分～午後10時に市役所市民室3番窓口で。

（ただし、出張所で予約した分は予約当日の午後5時15分～午後8時に出張所窓口で）

※土曜日・日曜日・祝日の受渡しを希望する場合は、直前の開庁日に申し込んでください。

（受渡しは午前9時～午後10時）

● 受渡し時に必要なもの

本人確認のため窓口で提示していただく書類（原本）

健康保険証・運転免許証・パスポート・住民基本台帳カード・個人番号カード（マイナンバーカード）

その他、官公署が発行した資格証明書またはそれに準じるもの

◆ 庁外での各種証明の発行について

● 開設時間

	和泉シティプラザ出張所	北部サービスセンター	光明台サービスセンター	南部サービスセンター
開設時間	午前9時から 午後5時15分まで	午前9時から正午までと 午後0時45分から午後5時15分まで		
連絡先	57-6610	41-0481	56-3721	92-0898

注）土曜日・日曜日・祝日および年末年始は休みです。

● 市税関係取扱業務

○市民税担当関係 所得（課税）証明、申告証明書、事業開始届出証明書

○納税担当関係 納税証明（市・府民税、法人市民税、固定資産税、軽自動車税）

○資産税担当関係 評価証明、公課証明

申請には本人確認の出来る書類をご持参ください。また、代理人の場合は委任状または代理人選任届が必要になります。また、評価証明および公課証明は各サービスセンターでは取り扱っておりません。

和泉市税のホームページ

和泉市のホームページ（<http://www.city.osaka-izumi.lg.jp/>）から市税のホームページをご覧になれます。市税の概要、市税のお支払いについてQ & Aなどを掲載しています。また、各種市税に関する証明の申請書をダウンロードすることができます。

本文へ > サイトマップ > 和泉市のサイトをホーム画面に設定 文字サイズ変更 標準 拡大 背景の色変更 白 黒 青 黄

和泉市

「トカイナカ」で子育てしやすいまち

各課のご案内 よくある質問 施設マップ

サイト内 ウェブ よくある質問 イベント

Googleカスタム検索 検索

ホーム > **暮らし・手続き** > 健康・福祉・教育 > ビジネス・観光・産業 > 市政情報

緊急・防災情報

- 防災情報
- 防犯情報
- 病気の時は
- 消防本部
- 災害避難場所

和泉市の気象情報

市長の部屋

和泉市議会

施設案内

部長のどっておき

和泉市を元気にするアイデアを受付

市制施行60周年

市税のページはこちら

和泉市制施行60周年 60周年記念事業 請えます

1 2 3 4 5 6 停止

！重要なお知らせ

- 現在、重要なお知らせはございません。

トピックス > 新着情報 > ニュースリリース

- 子宮頸がんワクチンの積極的接種勧奨の一時中止について
- 和泉市の大気汚染状況(PM2.5等)について
- マイナンバー制度に便乗した不正な勧誘や個人情報取得にご注意ください！
- 平成28年度市・府民税改正
- 庁舎整備方針の検討をすすめています
- 「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください

和泉市の魅力を発信中

ココトトリココイヅミ

シティブロモーションサイト

Video Clip Izumi

Photogenic izumi

あなたも和泉市の魅力を再発見してみませんか。

イベント情報

一覧から探す

カレンダーから探す

キーワードから探す

Googleカスタム検索

Tweets by @izumi_city

和泉市 @izumi_city

地点震度 2016年04月01日 11時43分 発表

地震発生時刻 2 ... izumi-city.site.ktaiwork.jp/?p=550

01 Apr

Embed View on Twitter

Twitterサーバの状況でうまく表示されない場合があります。

> 和泉市ソーシャルメディアガイドライン

和泉市facebook 毎月発行！広報いずみ

いずみメール 広報いずみを音声でお届け

キッズページ 子育て支援 高齢者支援

Q ライフイベントで探す

- 妊娠・出産
- 子育て
- 入学・入園
- 就職・退職
- 結婚・離婚
- 引越・住まい
- 高齢者・介護
- おくやみ
- 健康・医療

Q 目的から探す

- 入札 契約情報
- 福祉・障がい
- ごみ・衛生 動物
- 協働 ボランティア
- 助成・手当
- 保険・年金
- 手続き・証明
- スポーツ 生涯学習

よくある質問 (FAQ)

皆様から寄せられる質問を検索することができます。

Googleカスタム検索 検索

最近多いご質問

よく見られるページ

サン燦プール

農地法第4条と第5条の転用許可(届出)の違いを教えてください。

評価証明と公課証明の違い

まちづくりに参加

- パブリックコメント
- 審議会等
- タウンミーティング
- 各課への問い合わせ

和泉市からのご案内

- 和泉市のプロフィール
- 人口・統計
- 情報公開
- 行政評価
- いずみメール
- 公売情報
- 職員採用情報
- 申請書ダウンロード 条例など

観光情報

各種申請書はこちら

市 税 の 窓 口

	事 務 内 容	担 当		
税	個人市・府民税（普通徴収）のこと ----- 法人市民税のこと	市 民 税 担 当 0725 - 99-8108（直通）		
	個人市・府民税（特別徴収）のこと ----- 軽自動車税のこと			
	市たばこ税のこと ----- 所得(課税)証明・営業開始届出証明のこと			
	務		固定資産各種証明のこと ----- 固定資産税（土地）のこと	資 産 税 担 当 0725 - 99-8107（直通）
			固定資産税（家屋）のこと ----- 固定資産税（償却資産）のこと	
			土地・家屋台帳の閲覧のこと ----- 市税の納税相談のこと	
市税の納税のこと ----- 市税の口座振替のこと		納 税 担 当 0725 - 99-8109（直通）		
市税の口座振替のこと ----- 過誤納金の還付および充当のこと				
過誤納金の還付および充当のこと ----- 納税証明のこと				
納税証明のこと				

関 係 官 署

和 泉 市 役 所	〒594-8501 和泉市府中町二丁目7番5号	TEL 0725(41)1551
泉 大 津 税 務 署	〒595-0015 泉大津市二田町一丁目15番27号	TEL 0725(33)5601
泉 北 府 税 事 務 所	〒590-8558 堺市堺区中安井町三丁4番1号	TEL 072(238)7221
堺 西 年 金 事 務 所	〒592-8333 堺市西区浜寺石津町西四丁2番18号	TEL 072(243)7900
大阪法務局岸和田支局	〒596-0047 岸和田市上野町東24番10号	TEL 072(438)6501 6532

発 行 和泉市総務部税務室